

# 獣医師法、獣医療法及び 医薬品医療機器等法について

- 1 獣医師法、獣医療法
- 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
(医薬品医療機器等法)



# 動物取扱業に従事される皆様へ

動物への診療行為や動物用医薬品の取扱いなどについて、獣医師法や医薬品医療機器等法に触れるおそれのある様々な事例が報告されています。

法律の目的や意味を十分ご理解いただき、「この行為は違法?」「これはどうなんだろう?」などありましたら、近くの家畜保健衛生所へご連絡・ご相談をお願いします。



# 事例①

ペットショップにて



うーん  
・・・  
あ！



なんか  
下痢気味で  
・・・



この前獣医さんに  
もらったんで差し上げます



うーん  
・・・  
あ！

なんか  
下痢気味で  
・・・



この前獣医さんに  
行ったんで差し上げます



## 事例 ①-1

A店で、犬（猫）を購入した顧客が「調子が悪い」と相談に来たので、所有していた薬を分与（販売）した。



## 事例 ①-2

B店で、犬（猫）を販売する際に獣医師から処方してもらった薬と一緒に顧客に渡した。



## 事例 ① の問題点



薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、医薬品を販売、授与できません。

(医薬品医療機器等法第24条)



# 事例②

ブリーダー

ペットショップにて





かわいい！  
このまま連れて  
帰りたい！



ありがとう  
ございます  
ワクチン後  
お渡ししますね



うーん  
ワクチンまだだしなあ...  
先生今日来ないし...  
まあいっか  
冷蔵庫のやつらっちゃおう



かわいい！  
このまま連れ  
て帰りたい！

ありがとう  
ございます  
ワクチン後  
お渡ししますね

ワクチン  
先生今  
ま  
冷蔵庫のやつ



## 事例 ②-1

ブリーダー業者Cは、顧客より「ワクチン接種済みの子犬が欲しい」との要望があったので、自らワクチンを接種して顧客に販売した。

## 事例 ②-2

ペットショップDは、購入した犬を当日持ち帰りたいという顧客の求めに応じ、獣医師の資格を持たない店員がその場でワクチンを接種し販売していた。



## 事例 ② の問題点



動物用ワクチンは、獣医師の診療や処方が必要な「要指示医薬品」です（動物用医薬品等取締規則第168条）。

飼育動物への診療行為ができるのは原則として獣医師のみです。獣医師のいないペットショップやブリーダー等において、販売目的で飼養している動物へのワクチン接種は獣医師法第17条に抵触します。

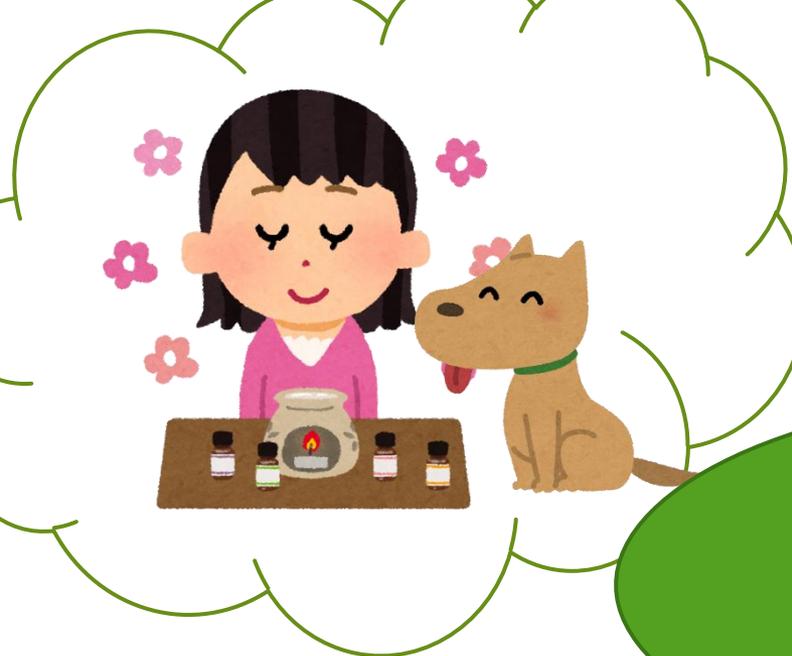
獣医師の診療や処方なしにワクチンを手した疑いもあり、獣医師法第18条や医薬品医療機器等法第49条第1項に抵触する可能性があります。



# 事例③

ペットシッター先にて





この前来てもらった時の  
アロマテラピー以来、  
アレルギーの調子が  
いいんだよ！



**アレルギーに効果あり！**  
**特製オイルアロマテラピー**  
出張サービスいたします  
料金 ￥・・・・・・・・





効果あり！  
ロマセラピー  
サービスいたします  
金 ¥ . . . . .



## 事例 ③

ペットシッター業者Eは、顧客への無償サービスとして、ペットを対象としたアロマセラピーを行って見たところ、顧客から「ペットのアレルギーが改善された」「ペットの脱毛が治った」と評判になった。

このため、新たに、アレルギーや皮膚病に効果があると宣伝した有料出張サービスを始めた。



## 事例 ③の問題点

アロマテラピーは、疾病治療を目的とし、飼育動物に危害を及ぼすおそれのある場合は「診療行為」とみなされます。

また、アレルギーや皮膚病の治療、予防に関して広告することは、獣医療法第17条（広告の制限）に抵触します。



## 事例 ③の問題点-2

アロマオイルを塗る等の行為による医薬品的効果効能を標ぼうすることはできません。

効果効能を標ぼうする事ができるのは医薬品、医療機器等法で規定される医薬品等のみ（医薬品医療機器等法第66条）。

医薬品でないにもかかわらず医薬品的な効果効能を標ぼうしている場合は医薬品医療機器等法第68条（承認前の医薬品等の広告の禁止）に抵触します。



# 事例④

## ドッグカフェにて



An illustration of two women sitting at a round wooden table. The woman on the left is wearing a green top and the woman on the right is wearing a red top. They are both smiling and talking. On the table are two white mugs and two small cakes. Two dogs are sitting on the floor in front of them: a light brown dog on the left and a darker brown dog on the right.

最近うちの子  
歯石が  
溜まってきて…

An illustration of a man with black hair, wearing a green shirt and a white apron. He is smiling and holding a dental scaler. In front of him is a cartoon dog with a green collar, showing its teeth with white sparkles around them, indicating a dental procedure.

うちで歯石除去  
やりますよ！





## 事例④

ドッグカフェ経営者Fは、顧客のペットに対して、「スケーラー」と呼ばれる専用器具を用いて、歯石を除去した。



## 事例 ④の問題点

スケーラーを用いる**歯石除去**は、  
獣医師の獣医学的判断及び技術をも  
って行う**診療行為**であり、獣医師  
以外の者が歯石除去を行った場合、  
獣医師法第17条に抵触する可能性  
があります。



# 特定家畜伝染病への対応

- ①口蹄疫
- ②牛海綿状脳症
- ③鳥インフルエンザ
- ④豚熱
- ⑤牛疫
- ⑥牛肺疫
- ⑦アフリカ豚熱



# 鳥インフルエンザや豚熱に感染すると…

○高病原性鳥インフルエンザに感染した鶏は、元気・食欲・産卵低下、チアノーゼや神経症状を呈し、突然死。

苦しい

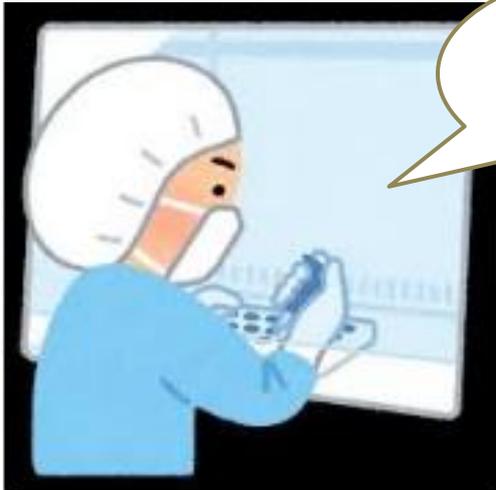


○豚熱に感染した豚は、発熱、元気・食欲をなくし、急死。

仲間が死んでる

た、大変だわ！

むむっ！  
陽性・・・

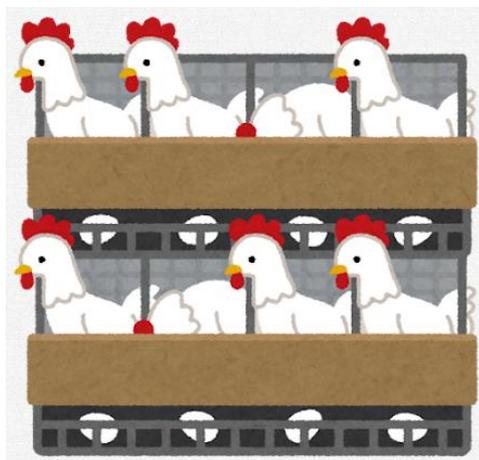


# 防疫措置

①発生地班(ウイルスの封じ込め)  
発生農場での患畜の殺処分

②消毒ポイント班(まん延防止)  
近辺での車両消毒

③検診追跡班(他農場異常確認)  
近辺農場の異常確認



被害を拡大  
させない!



# 今年の高病原性鳥インフルエンザ発生状況

(令和7年11月06日15時現在)

## ○野鳥 1道1県10事例

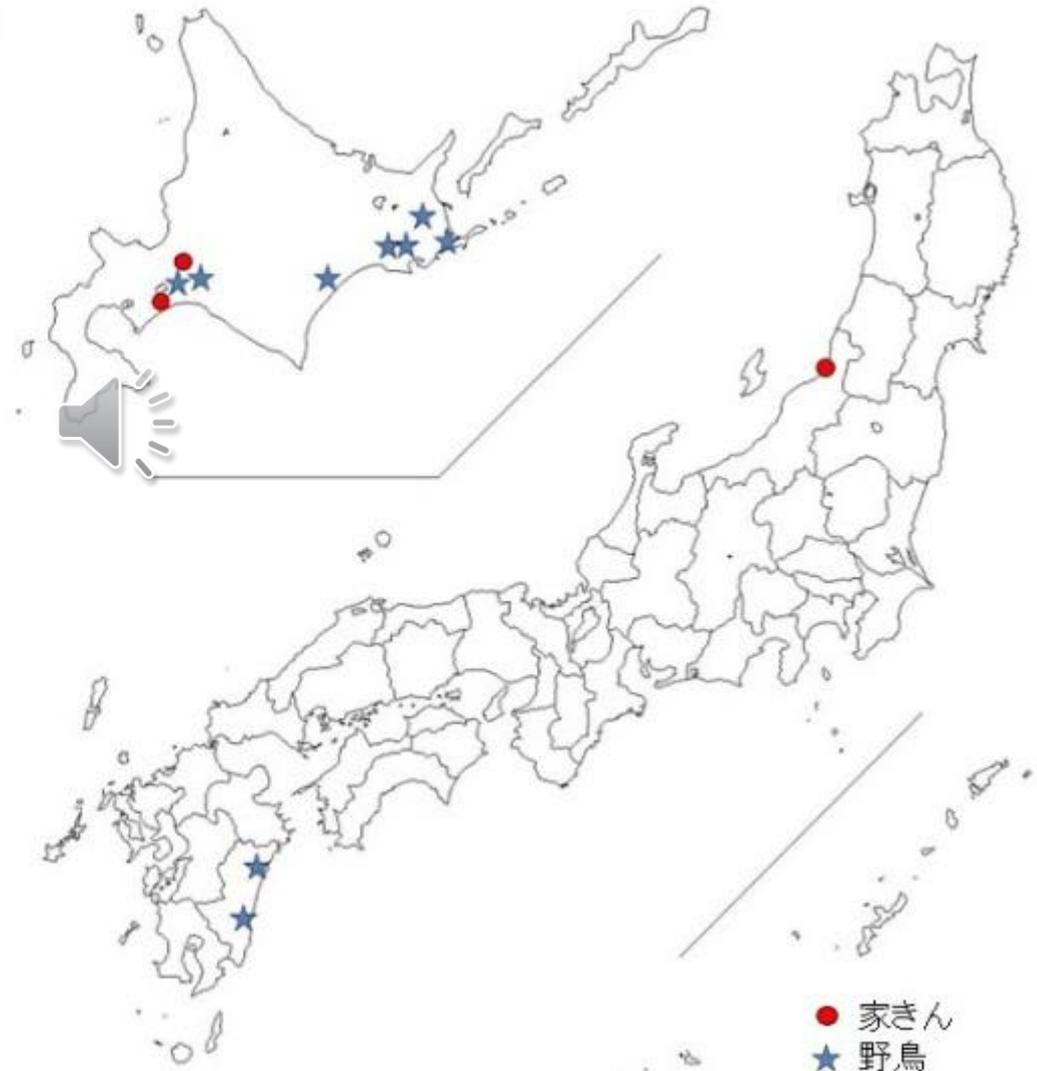
※詳細は環境省HP参照 [https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

	検体回収場所	検体回収日	種名	病原性	重症
1	北海道苫小牧市	10/15	オオタカ	HPAI	H5N1
2	宮崎県日南市	10/22	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
3	北海道根室市	10/23	ハシブトガラス	HPAI	H5N1
4	北海道浦幌町	10/25	タンチョウ	HPAI	H5N1
5	北海道千歳市	10/23	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
6	宮崎県延岡市	10/27	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
7	北海道根室地域	10/27	シマフクロウ	HPAI	H5
8	北海道標茶町	10/30	オオハクチョウ	HPAI	H5
9	北海道鶴居村	10/31	タンチョウ	HPAI	H5
10	北海道中標津町	10/30	タンチョウ	HPAI	H5

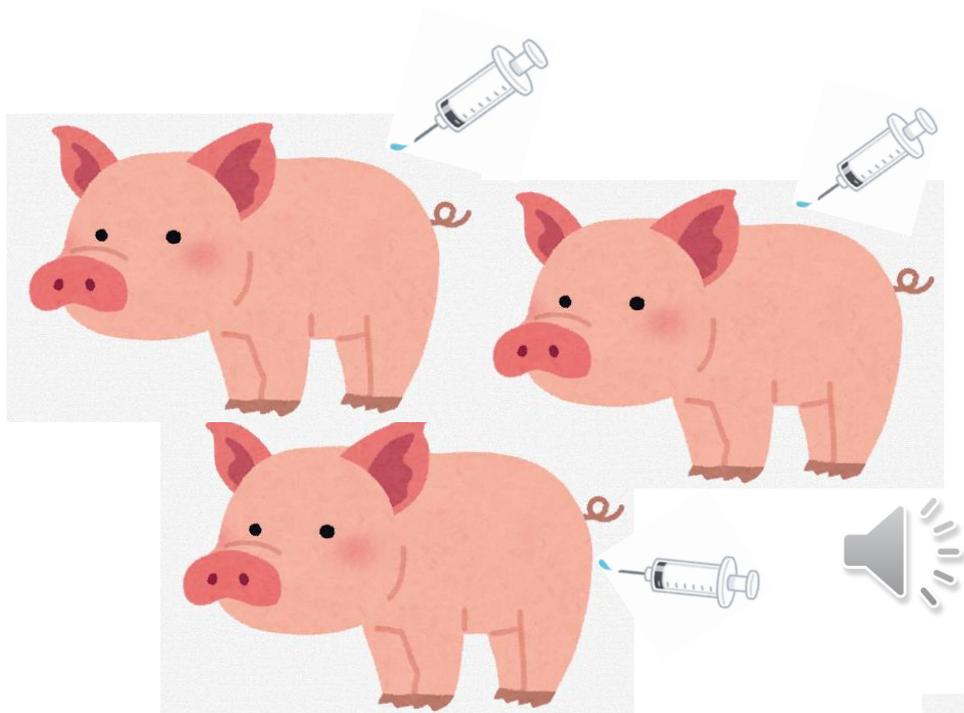
## ○家きん 1道1県3事例

	地域	疑似患者判定日	用途	羽数(約)	重症
1	北海道白老町	10/22	採卵鶏	45.9万羽※	H5N1
2	北海道恵庭市	11/2	採卵鶏	23.6万羽※	H5
3	新潟県胎内市	11/4	採卵鶏	63万羽※	H5

※ 疑似患者確認時の羽数



# 豚熱対策

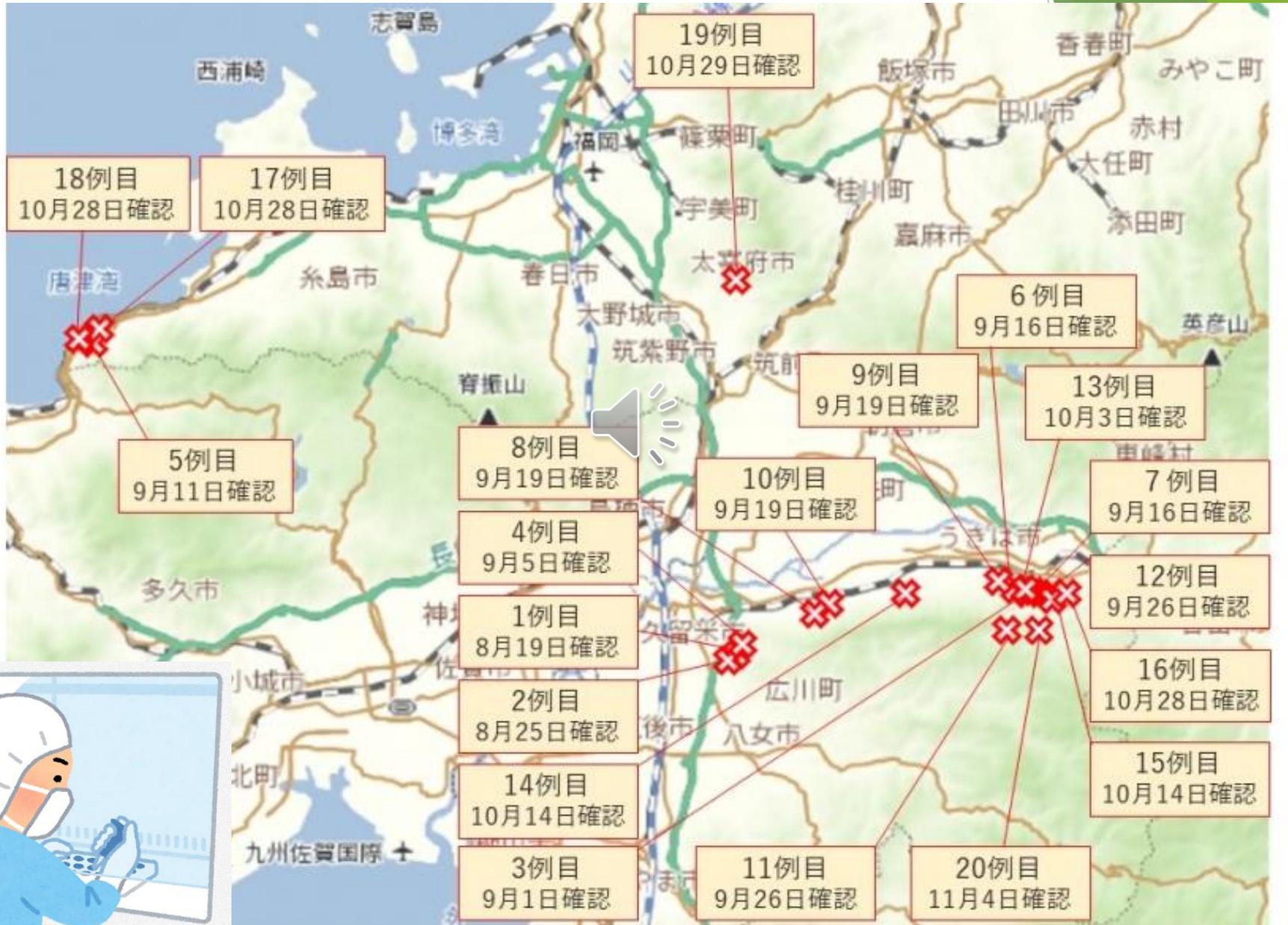


全頭接種。  
打ちもれなし！



こいつも豚熱  
検査じゃ

# 野生いのししの豚熱検査状況について

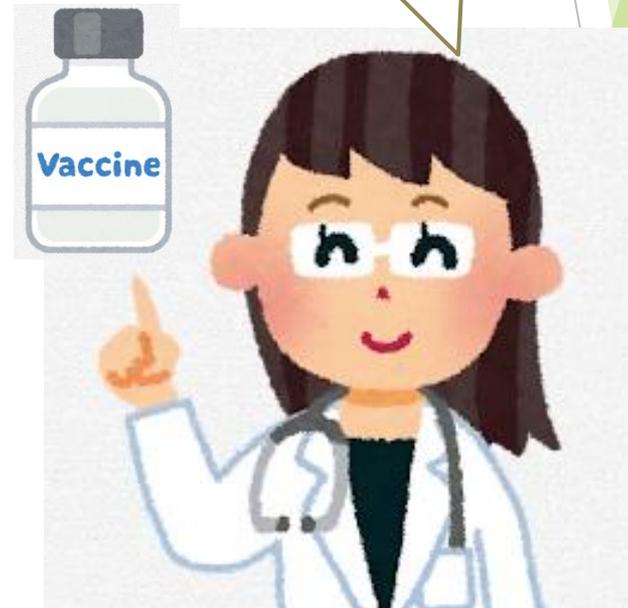


# 愛玩用豚(ミニブタ、マイクロブタ等) 飼養者の皆様へ



ペットのミニブタにまで打つの？

法律上は、ミニブタも家畜と同じです



# お問い合わせ・ご相談は

## ■ 県庁

畜産課（家畜衛生係） TEL 092-643-3498

## ■ 福岡地域

中央家畜保健衛生所 TEL 092-633-2920

## ■ 北九州・筑豊地域

北部家畜保健衛生所 TEL 0948-42-0214



## ■ 久留米・朝倉地域

両筑家畜保健衛生所 TEL 0942-30-1037

## ■ 筑後地域

筑後家畜保健衛生所 TEL 0942-53-2405



# 令和7年度福岡県動物取扱責任者研修

動物愛護管理法について  
～動物取扱業登録後の各種届出について～

# ○本日の内容

## 1. これまでのおさらい

- ①ケージ等の大きさ
- ②必要な記録等

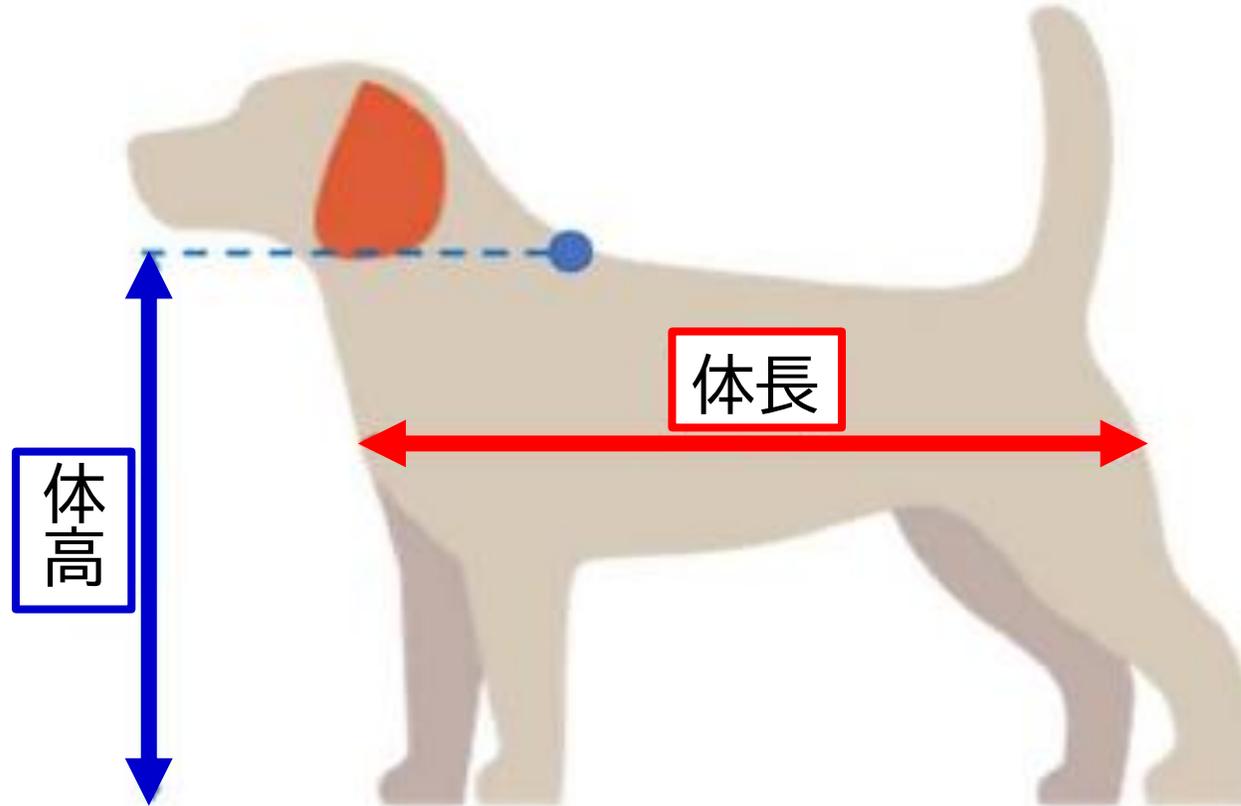
## 2. 登録後に必要となる届出 ←本日の主題

## 3. その他関係法令の遵守

# 1. これまでのおさらい

- ①ケージ等の大きさ(犬猫)
- ②必要な記録等

## 体高・体長の定義



体長: 胸骨端から坐骨端までの長さ

体高: 地面からキ甲部までの垂直距離

**犬・猫の飼養設備は、どちらかの基準を必ず満たすこと！**

**運動スペース分離型or運動スペース一体型**

**【運動スペース分離型】**

- 寝床や休息場所として用いる最低限の大きさのケージ
- 運動スペースが別途必要(一体型ケージと同様の広さ)

**【運動スペース一体型】**

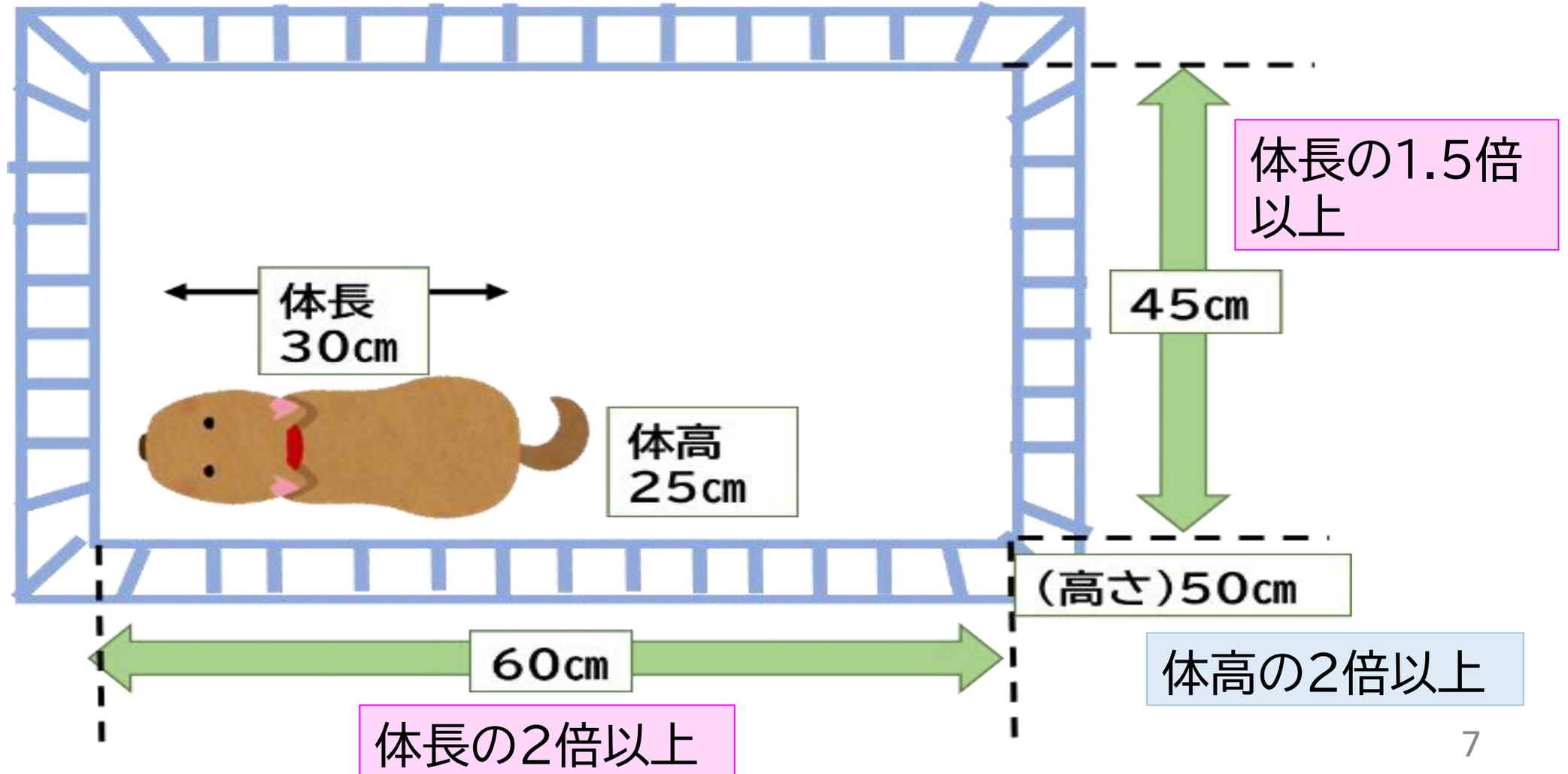
- 寝床、休息場所、運動スペースを含む飼養設備(おり、ケージ等)

※傷病動物を飼養保管する場合又は動物を一時的に保管する場合等の特別な事情がある場合は除く。

## 運動スペース分離型

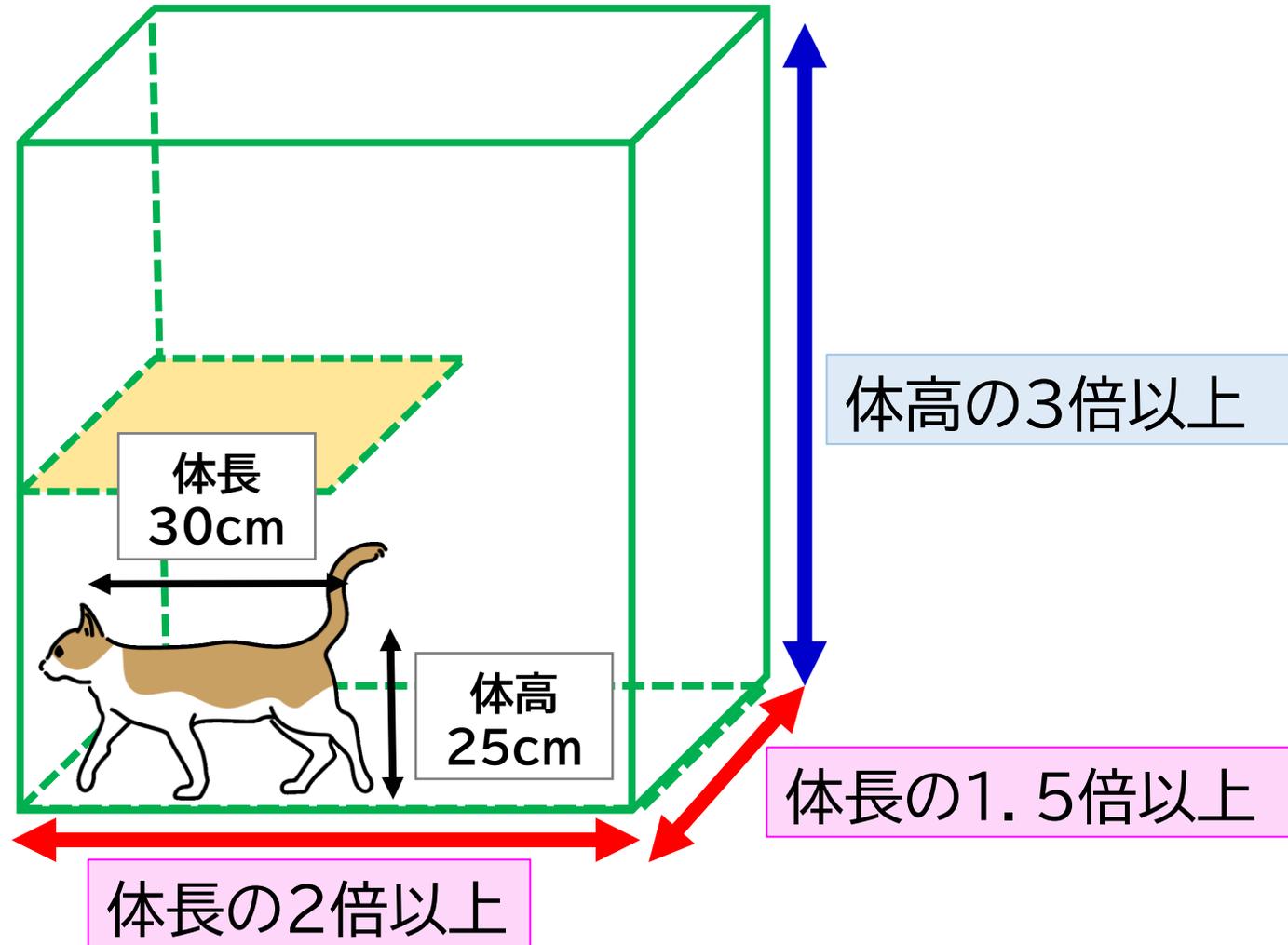
	分離型ケージの大きさ		
	タテ	ヨコ	高さ
犬	体長の 2倍以上	体長の 1.5倍以上	体高の2倍以上
猫			体高の3倍以上 棚を設け、2段以上の構造とする

分離型ケージで  
犬を1頭飼養する場合のイメージ



分離型ケージで  
猫を1頭飼養する場合のイメージ

※棚を設け、2段以上の構造とする。

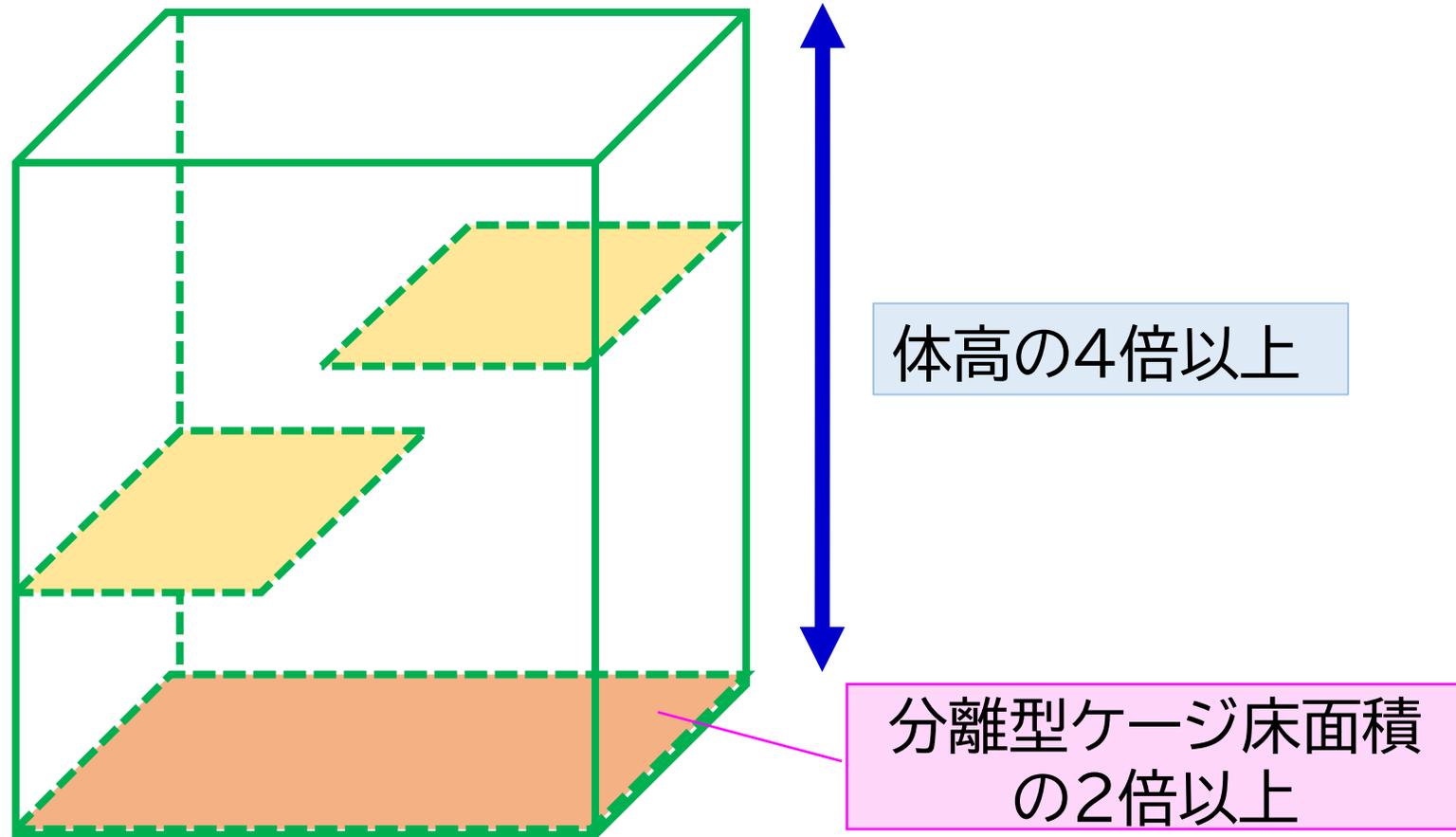


# 運動スペース一体型

	一体型ケージの大きさ	
	床面積	高さ
犬	分離型ケージサイズの <b>6倍以上</b> ※複数飼養の場合、 <u>3倍以上</u> ×頭数分	体高の <b>2倍以上</b>
猫	分離型ケージサイズの <b>2倍以上</b>	体高の <b>4倍以上</b> 2つ以上の棚を設け、 <u>3段以上</u> の構造とする

一体型ケージで  
猫を1頭飼養する場合のイメージ

※棚を設け、3段以上の構造とする。



複数飼養の場合:分離型ケージ面積×飼養頭数



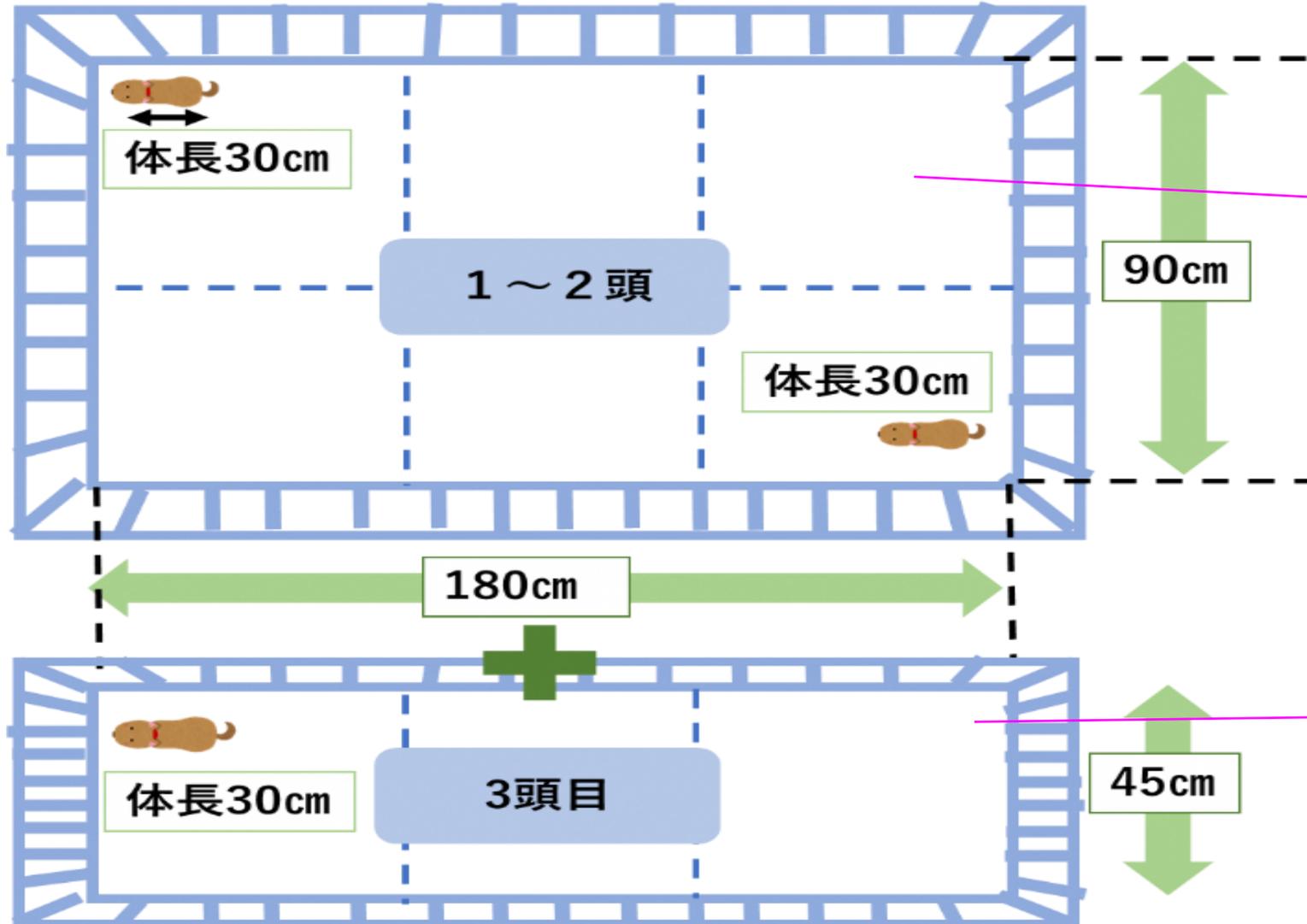
## 【運動スペース分離型】

- 複数飼養する場合、**各個体**の上記の広さの合計面積と**最も体高が高い個体**に対する上記の高さを確保。
- 別に運動スペースが常時利用可能で必要。

## 【運動スペース一体型】

- 複数飼養する場合、同時に飼養する個体のうち**最も体長が長い個体**を基準として面積を確保。
- 繁殖時は、親子当たり上記1頭分の面積を確保。  
(親子以外の個体の同居は不可)

一体型ケージで  
犬を複数飼養する場合のイメージ

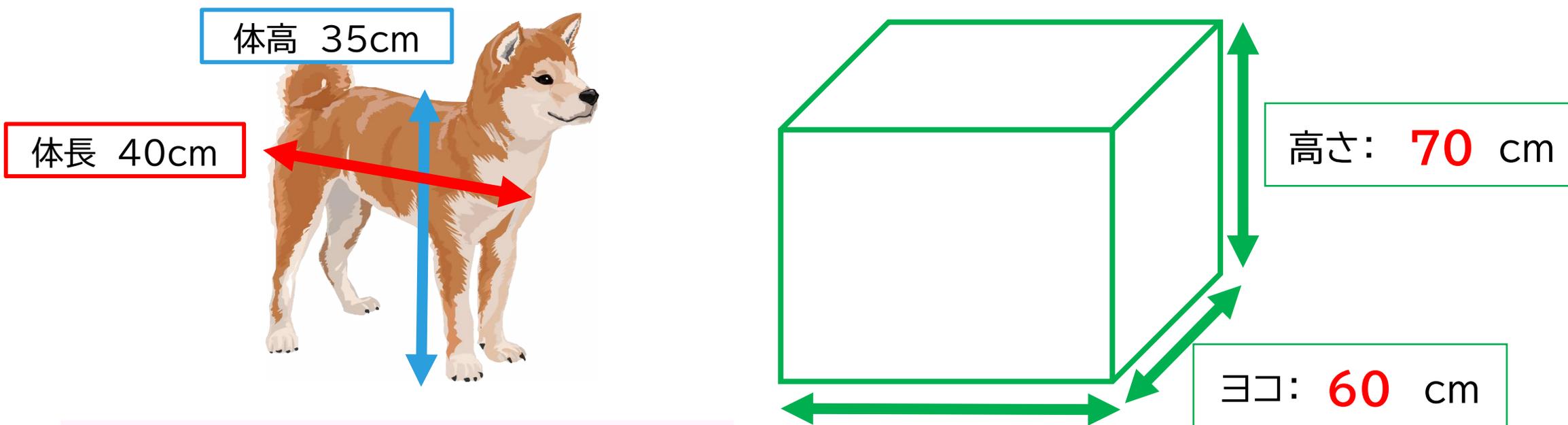


分離型ケージ床面積  
の6倍以上(2頭まで)

3頭目からは1頭毎に  
+分離型の3倍ずつ

# ワーク①

- 次の大きさの柴犬1頭を分離型ケージで飼養する場合、最低限必要なケージの大きさはいくつでしょうか。



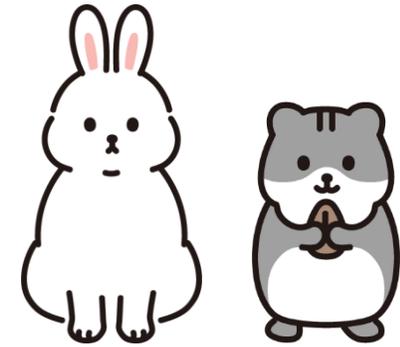
ヒント: 犬の分離型ケージの大きさは  
タテ 体長の2倍以上  
ヨコ 体長の1.5倍以上  
高さ 体高の2倍以上

# 犬猫以外の動物を取り扱う方へ

- 今後の省令改正により、犬猫以外の動物についてもケージ等の基準が定められます。

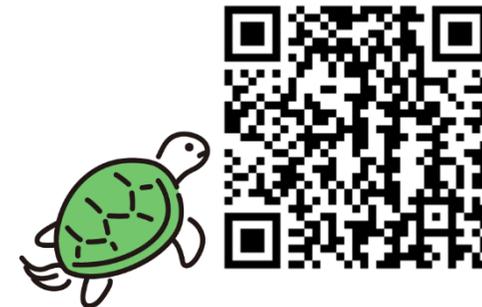
犬猫以外の哺乳類→R8年度改正予定

爬虫類→R8年度以降検討



- 環境省ホームページにて、最新情報をチェック！！

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/tekisei.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/tekisei.html)



# 記録台帳の作成と保管

※詳細はこれまでの研修会で説明  
記入例や参考様式を確認してください

## 必要な記録書類一覧

	販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲り あつせん	譲受 飼養
動物に関する帳簿の備え付け	○		○		○		○
飼養施設及び動物の点検状況 記録台帳	○	○	○	○	○	○	○
繁殖実施状況記録台帳 (繁殖を行っている場合のみ)	○		○		○		
取引状況記録台帳	(○)	○	(○)	○	(○)	○	(○)

## 2. 登録後に必要となる届出

- ① 毎年必要な届出(販売・貸出し・展示・譲受飼養)
- ② よくある届出
- ③ その他の届出

# ①動物販売業者等※定期報告届出書

※動物販売業者等とは⇒販売・貸出・展示・譲受飼養の4業種

前年度の動物の取り扱い状況について、

毎年度4月1日から5月30日の間に提出

年度とは⇒4月1日から翌年3月31日までの期間

## ●次年度(令和8年度)の届出

内容:令和7年4月1日から令和8年3月31日までの取り扱い状況

提出期間:令和8年4月1日から5月30日まで

令和7年●●月●●日

久留米市保健所長

**記入例**

届出者氏名 **久留米 太郎**  
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
 住所 〒■■■■-■■■■  
**久留米市〇〇町△△番地**  
 電話番号 ■■■■-〇〇-△△△△

動物販売業者等定期報告届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第21条の5第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

+

1 事業所の名称	久留米太郎営業所						
2 事業所の所在地	久留米市〇〇町△△番地						
3 登録年月日	●●年●●月●●日						
4 登録番号	第〇〇〇〇〇〇号						
5 年度当初に所 有していた動物の合計数	犬： <b>7</b> 頭、猫： <b>0</b> 頭、 その他哺乳類： <b>10</b> 頭、 鳥類： <b>0</b> 羽、爬虫類： <b>50</b> 頭						
6 年度中に新たに所 有するに至った動物 の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬				<b>4</b>		
	猫						
	その他 哺乳類					<b>6</b>	
	鳥類						
	爬虫類						<b>15</b>
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬	<b>2</b>					<b>5</b>
	猫						
	その他 哺乳類		<b>8</b>			<b>9</b>	
鳥類							
爬虫類							
移出数			<b>14</b>				
7 年度中に販売若しく は引渡しをした動物 の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬				<b>3</b>		
	猫						
	その他 哺乳類			<b>5</b>			<b>3</b>
	鳥類						
	爬虫類						
移出数						<b>18</b>	

登録証に記載されている  
内容を記入して下さい。

A

B

C

①毎年必要な届出  
別冊資料P.1～3

# ①毎年必要な届出

別冊資料P.1～3

		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬		<b>4</b>			<b>5</b>	
	猫						
	その他哺乳類		<b>3</b>			<b>10</b>	
	鳥類						
	爬虫類	<b>10</b>			<b>14</b>		
8 年度中に死亡の事実が生じた動物の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						<b>3</b>
	鳥類						
	爬虫類						<b>1</b>
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬				<b>1</b>		
	猫						
	その他哺乳類						<b>2</b>
	鳥類						
爬虫類		<b>2</b>					
9 年度末に所有していた動物の合計数	犬： <b>5</b> 頭、猫： <b>0</b> 頭、その他哺乳類： <b>7</b> 頭、 鳥類： <b>0</b> 羽、爬虫類： <b>34</b> 頭						<b>E</b>
10 犬猫以外の動物に含まれる品種等	馬、うさぎ、トカゲ						
11 備	その他の哺乳類、鳥類、爬虫類に含まれる品種等を記入して下さい。						

## 備考

- 1 年度途中に登録を受けた場合には、5については登録を受けた時点の頭数を、6から8までについては、登録を受けた日以降の月ごとの合計頭数を記載すること。
- 2 令和2年6月1日現在で、既に第一種動物取扱業の登録を受けている者は、令和2年度に係る報告については、5については令和2年6月1日時点の頭数、6から8までについては令和2年6月以降の月ごとの合計数を記載すること。
- 3 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「11 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 4 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。

届出時は

$$A+B-C-D=E$$

となっていることを確認する

# ワーク②

- 次のような取り扱い状況だったと仮定して、届出書に記入してみましょう！

	猫		
年度当初(R7.4.1)		10頭	A
生まれた	5月	2頭	B
仕入れた	7月	1頭	
販売した	8月	2頭	C
繁殖引退	12月	1頭	
死亡	2月	1頭	D
年度末(R8.3.31)		9頭	E

最後の確認：  
 $A + B - C - D = E$   
になりましたか？

## ●第一種動物取扱業変更届出書

登録の際に申請した内容に変更が生じた場合に提出 【事後届30日以内】

〈具体例〉

ア 動物取扱責任者を変更した場合

イ 飼養施設を変更した場合、取扱う動物の種類・頭数を増やした場合

ウ 申請者の氏名・住所等に変更があった場合 **※名義変更ではない**

エ 事業所の名称を変更した場合

など

必要に応じて、第一種動物取扱業登録証再交付申請書を提出できます。

## ●廃業等届出書

業をやめた際に提出【事後届 30日以内】

**有効期間内の登録証がある場合は添付すること。**

# 第一種動物取扱業変更届出書

〈よくある例〉

ア 動物取扱責任者を変更した場合  
必要な添付書類

①実務経験証明書(又は飼養経験に係る証明書)

+

②資格を証する書類(又は所定の学校等の卒業を証する書類)

※①+②は獣医師免許又は愛玩動物看護師免許でも可

+

③動物愛護管理法第12条第1項第1号から第7号の2までに  
該当しないことを示す書類

〈よくある例〉

イ 飼養施設を変更した場合、取扱う動物の種類・頭数を増やした場合

必要な添付書類 ※②③は変更内容に合わせて適宜

①飼養施設の平面図

+

②ケージ等の立面図・平面図

+

③ケージ等の材質、構造、転倒防止措置に関する書類

**【注意】**

施設に関する変更届が必要かどうかは、変更の内容やその程度によります。

変更をしようとする場合、又は、した場合には必ず保健所に相談してください。

〈よくある例〉

ウ 申請者の氏名・住所等に変更があった場合

必要な添付書類

A 個人の場合

動物取扱責任者の氏名も変わる場合には、運転免許証や戸籍抄本等で確認することがあります。

B 法人の場合

①登記簿(履歴事項全部証明書)

+

②役員の氏名及び住所

+

③動物愛護管理法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類

※②③は役員の変更があった場合

エ 事業所の名称を変更した場合

必要な添付書類

特になし

様式第7（第5条第3項関係）

年 月 日

福岡県粕屋保健福祉事務所長 殿

届出者 氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
住 所 〒  
電話番号

## 第一種動物取扱業変更届出書

氏名・名称・住所・代表者氏名 事業所の名称・所在地 動物取扱責任者の氏名 主として取り扱う動物の種類及び数 飼養施設の所在地・構造及び規模 役員の氏名・住所 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員 営業時間等 犬猫等健康安全計画	を	変更したので、
--	---	---------

動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

## 記

1 登録年月日	年 月 日
2 登録番号	
3 第一種動物取扱業の種類	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他( )
4 変更内容	(1)変更前
	(2)変更後
5 変更年月日	年 月 日
6 変更理由	
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書/ <input type="checkbox"/> 役員が法第12条第1項第1号から第7号までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図/ <input type="checkbox"/> その他( )
8 備考	

備考

- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「8 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

都道府県知事 殿  
市 長届出者 氏 名  
住 所 〒  
電話番号

## 廃 業 等 届 出 書

第一種動物取扱業者が死亡  
 法人が合併により消滅  
 法人が破産手続開始の決定により解散  
 法人が上記以外の理由により解散  
 第一種動物取扱業を廃止

したので、動物の愛護及び管理に関する法律第16条

第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記	
1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	
3 登録年月日	年 月 日
4 登録番号	
5 第一種動物取扱業者 の氏名又は名称	
6 廃業等年月日	年 月 日
7 備 考	

## 備 考

- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 有効期間内にある登録に係る登録証を有している場合は、当該登録証を添付すること。
- この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。

## ①業務内容・実施方法変更届出書

業務の内容及び実施の方法(繁殖を行うかどうかの別を含む。)を変更する際に提出 **【事前届】**

## ②飼養施設設置届出書

飼養施設を設置しようとする場合に提出 **【事前届】**

## ③犬猫等販売業開始届出書

販売業のうち、犬猫を扱っていない事業者が新たに犬猫等を扱う場合に提出 **【事前届】**

## ④犬猫等販売業廃止届出書

犬猫等販売業をやめた際に提出※業そのものは継続【事後届 30日以内】

## 様式第5（第5条第1項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿  
市 長届出者 氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
住 所 〒  
電話番号

## 業務内容・実施方法変更届出書

第一種動物取扱業の業務の内容及び実施の方法（繁殖を行うかどうかの別を含む。）を変更するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記	
1	事業所の名称
2	事業所の所在地
3	登録年月日 年 月 日
4	登録番号
5	第一種動物取扱業の種別 <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他（            ）
6	(1)変更前
	(2)変更後
7	変更予定年月日 年 月 日
8	変更理由
9	備考

## 備 考

- 1 業務の実施方法を変更する場合は、様式第1別記により業務の実施の方法（繁殖を行うかどうかの別を含む。）を明らかにした書類を添付すること。
- 2 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「9 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 3 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

都道府県知事 殿  
市 長届出者 氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
住 所 〒  
電話番号

## 飼 養 施 設 設 置 届 出 書

飼養施設を設置するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	事業所の名称		
2	事業所の所在地		
3	登録年月日	年 月 日	
4	登録番号		
5	(1)所在地		
	(2)構造及び規模	①建築構造	□木造/□木造モルタル造/□鉄骨鉄筋コンクリート造/□鉄筋コンクリート造/□コンクリートブロック造 □その他( )
		②延床面積	m <sup>2</sup>
		③敷地面積	m <sup>2</sup>
		④材質	床 面 壁 面
	⑤設備の種類	□ケージ等( 個) □照明設備/□給水設備/□排水設備/□洗浄設備/□消毒設備/□廃棄物の集積設備/□動物の死体の一時保管場所/□餌の保管設備/□清掃設備/□空調設備/□遮光等の設備/□訓練場	
(3)管理の方法			
6	権原の有無	□有 □無	
7	飼養保管開始年月日	年 月 日	
8	添付書類等	□事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類/□飼養施設の平面図/□ケージ等の規模を示す平面図・立面図(犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。)/□飼養施設の付近の見取図 □その他( )	
9	備考		

備考

- 「5(2)の設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 「6 権原の有無」欄には、所有権、賃借権等事業の実施に必要な設置しようとする飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。
- 「8 添付書類等」欄は、添付する書類にチェックをすること。
- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「9 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

様式第6の2（第5条第1項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿  
市 長届出者 氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
住 所 〒  
電話番号

## 犬猫等販売業開始届出書

犬猫等販売業を開始するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

中		記
1	事業所の名称	
2	事業所の所在地	
3	登録年月日	年 月 日
4	登録番号	
5	犬猫等の繁殖を行うかどうか	<input type="checkbox"/> 繁殖を行う <input type="checkbox"/> 繁殖を行わない
6	(1) 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備	
	(2) 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い	
	(3) 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法	
7	営業開始予定年月日	年 月 日
8	備考	

## 備考

- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「8 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

都道府県知事 殿  
市長届出者 氏 名  
住 所 〒  
電話番号

## 犬猫等販売業廃止届出書

犬猫等販売業を廃止したので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

## 記

1	事業所の名称	
2	事業所の所在地	
3	登録年月日	年 月 日
4	登録番号	
5	第一種動物取扱業者の氏名又は名称	
6	廃止した年月日	年 月 日
7	備 考	

## 備 考

- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 第一種動物取扱業を廃止した場合には、廃業等届出書を提出すること。

# 届出に係る注意事項

- 定期報告書は毎年4月1日から5月30日までの間に提出しましょう。
- 各種届出は適切なタイミングで提出しましょう。
- 提出書類は、ボールペン等で記載してください。
- 届出書や申請書は控えを取りましょう。

# 3. その他関係法令の遵守

## 【狂犬病予防法】

### ●第4条第1項

犬の所有者は、その犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録をしなければならぬ。

### ●第4条第3項

犬の所有者は、鑑札※をその犬に着けておかなければならぬ。

※管轄の市町村によってはMCが鑑札とみなされる場合があります。

### ●第5条第1項

犬の所有者は、その犬について、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならぬ。

### ●第5条第3項

犬の所有者は、注射済票をその犬に着けておかなければならぬ。

お客様へのご説明も  
お願いいたします！

# 狂犬病を防ぐために

飼い主が守るべき3つの義務があります

飼い犬の  
自治体への  
登録

狂犬病  
予防注射の  
接種

鑑札・  
注射済票の  
装着



※狂犬病予防法に基づいた義務であり、違反した場合は罰則の対象になります。

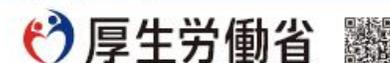
4月・5月・6月は  
狂犬病予防注射月間

狂犬病は人にもうつる感染症です。  
発症した場合はほぼ100パーセントが死に至り、  
海外では毎年約6万人が狂犬病で亡くなっています。



マイクロチップを装着した犬は、環境省への登録が義務づけられています。

詳しくは、最寄りの保健所、市区町村窓口へお問い合わせください。



ご清聴ありがとうございました。



# ペットから感染する病気のリスク

---

動物取扱責任者研修会資料



# 皆様に感染症について知って欲しいワケ

- ヒトに疾病を起こす病原体は多い  
(ヒトの感染症の約**60%**は動物由来感染症です)
- 動物を扱う職種＝動物が保有している病原体にも接触する機会が多い  
(ハイリスク集団)
- 海外から輸入された動物を扱う  
＝未知の輸入感染症に接触する可能性
- 自分、そしてご家族の身を守るためにも。。。



# 動物取扱者が感染した危険な感染症

- ヘンドラウイルス感染症(馬から)
- ペスト(プレーリードックから)
- オウム病(インコから 国内でも事例あり)
- Bウイルス病(サルから 国内事例あり)

他にも・・・

- ブルセラ症、猫引っ掻き病、レプトスピラ症  
などはリスクが高い可能性

そして何よりも、、、 **狂犬病！、、、SFTS！**



# SFTS（重症熱性血小板減少症候群）

- 2011年に中国で初めて報告され、2013年に国内でも報告された新しいマダニ媒介性ウイルス疾患
- 発熱、嘔吐、下痢、血小板減少、白血球減少が主徴
- ヒトが感染・発症すると、高齢になるほど死亡率が高い（60代；12%、70代；19%、80代以上；30%）

図1. 2013年3月4日以降に届け出られたSFTS症例の発病時期(n=1,229、2025年10月31日現在)

- 動物から直接感染する事例が報告
- ネコで高い死亡率（40～60%程度）
- イヌの多くは不顕性感染だが、発症し、死亡した事例も報告
- 現在、ワクチンはない

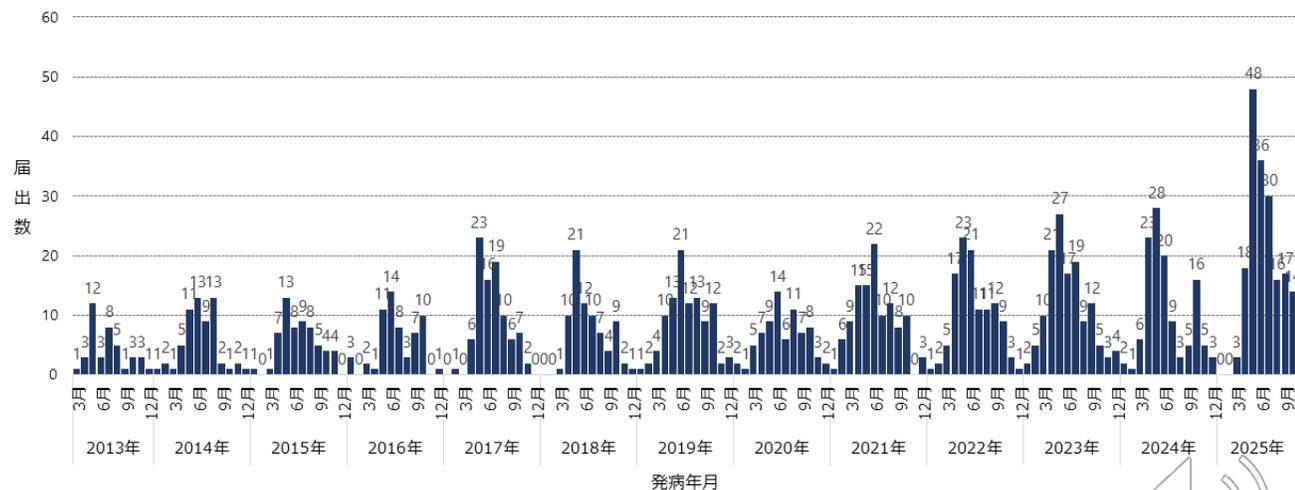


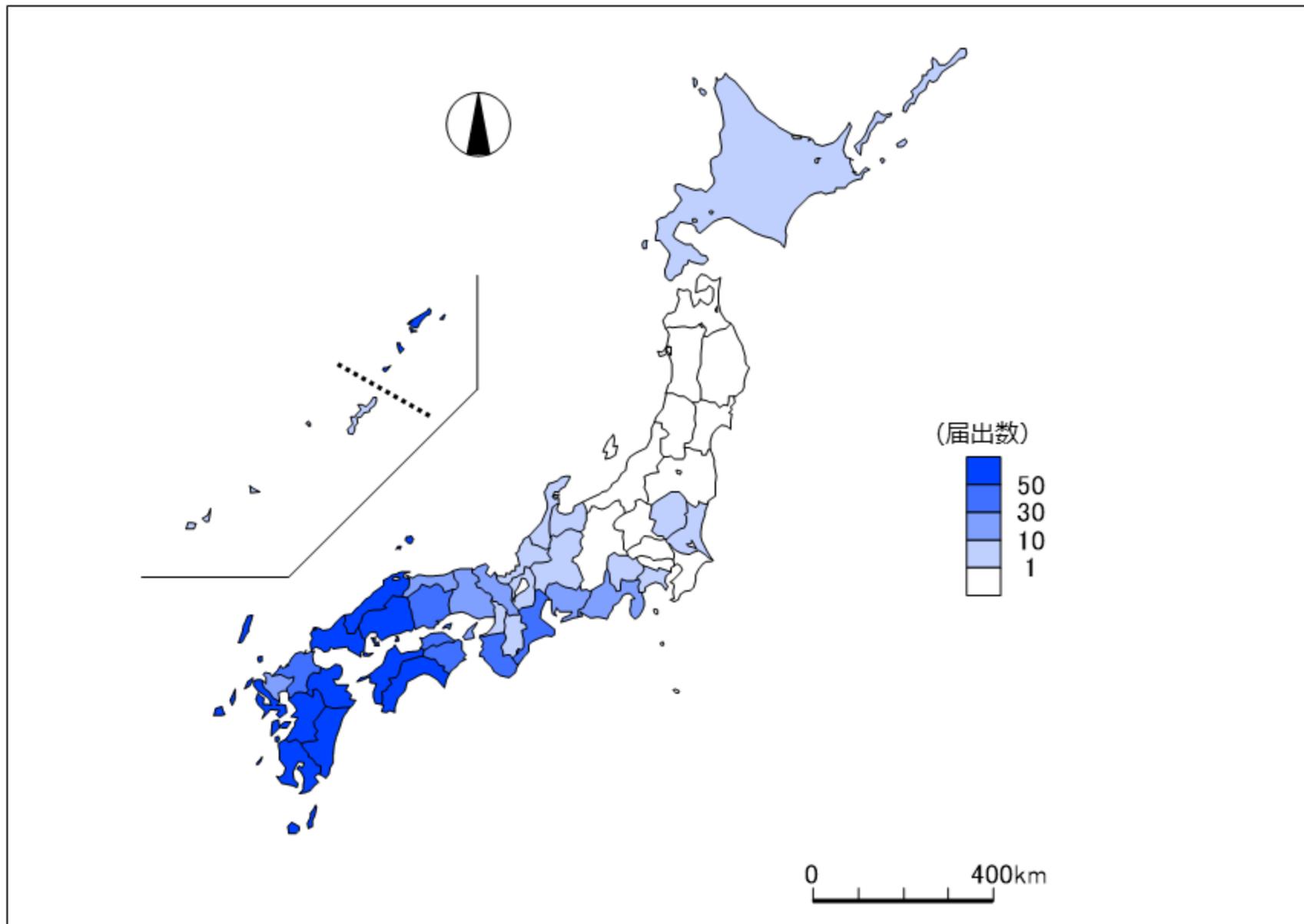
表1. 基本情報（2013年3月4日以降届出分、2025年10月31日現在）

		生存例	死亡例	合計
届出数		1,112	130	1,242
性別	男	541	76	617
	女	571	54	625
年齢	中央値	75.0歳	80.0歳	75.0歳
	～20代	15	0	15
	30代	15	0	15
	40代	20	0	20
	50代	68	3	71
	60代	245	16	261
	70代	400	43	443
	80代	311	56	367
	90代～	38	12	50

注) 死亡数は感染症発生動向調査への届出時まで死亡し、死亡例として届出された症例の集計であり、届出後に死亡した症例は含まない。実際の死亡数及び届出症例における致命率はより高い可能性がある。また自治体による公表情報とは異なる場合がある。

なお、感染症発生動向調査とは別に、届出が求められる前に発病した4例（すべて死亡例）が把握されているが、本報告には含まない。

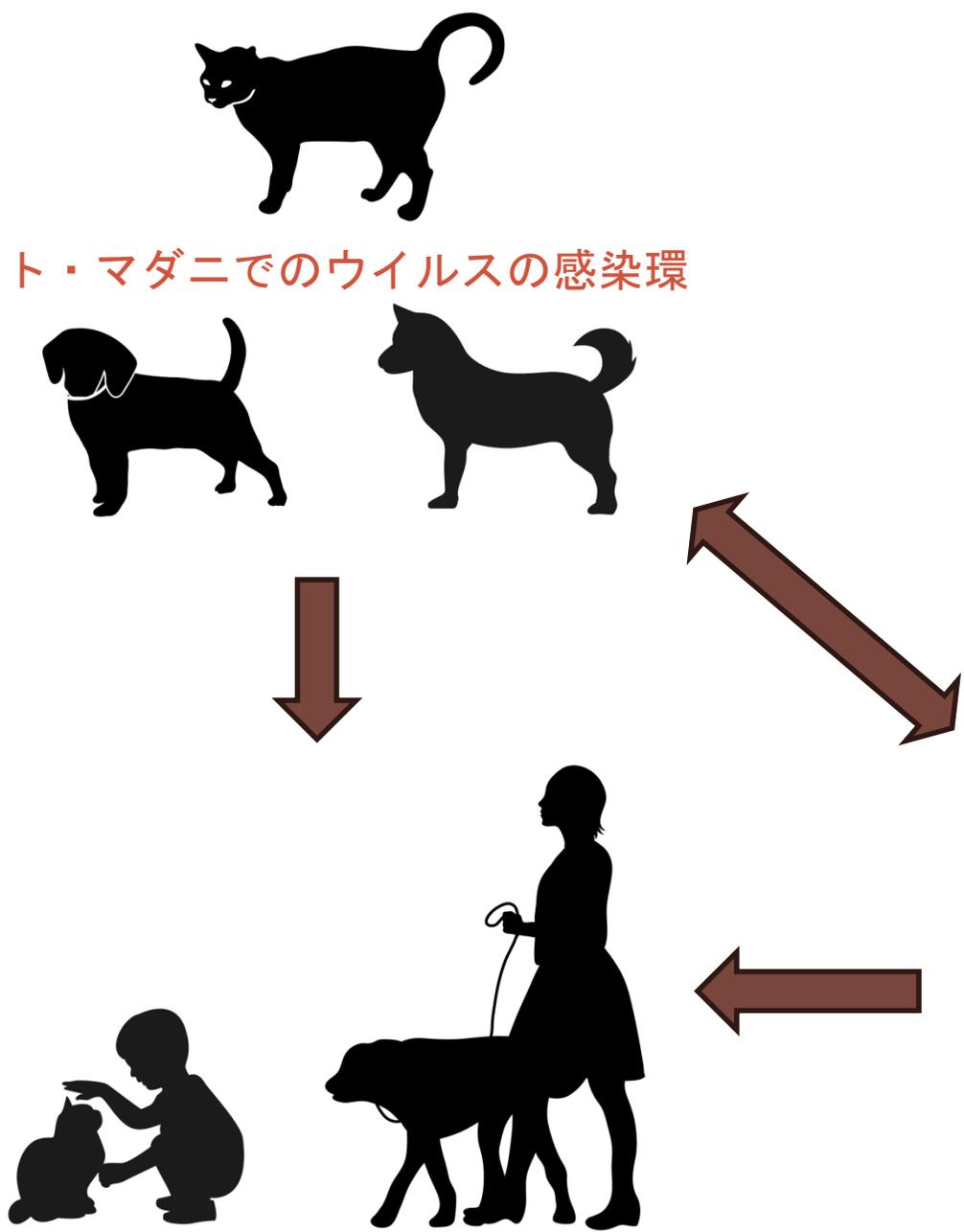
図3. SFTS届出症例の**推定感染地域** (n=1,242、2025年10月31日現在)



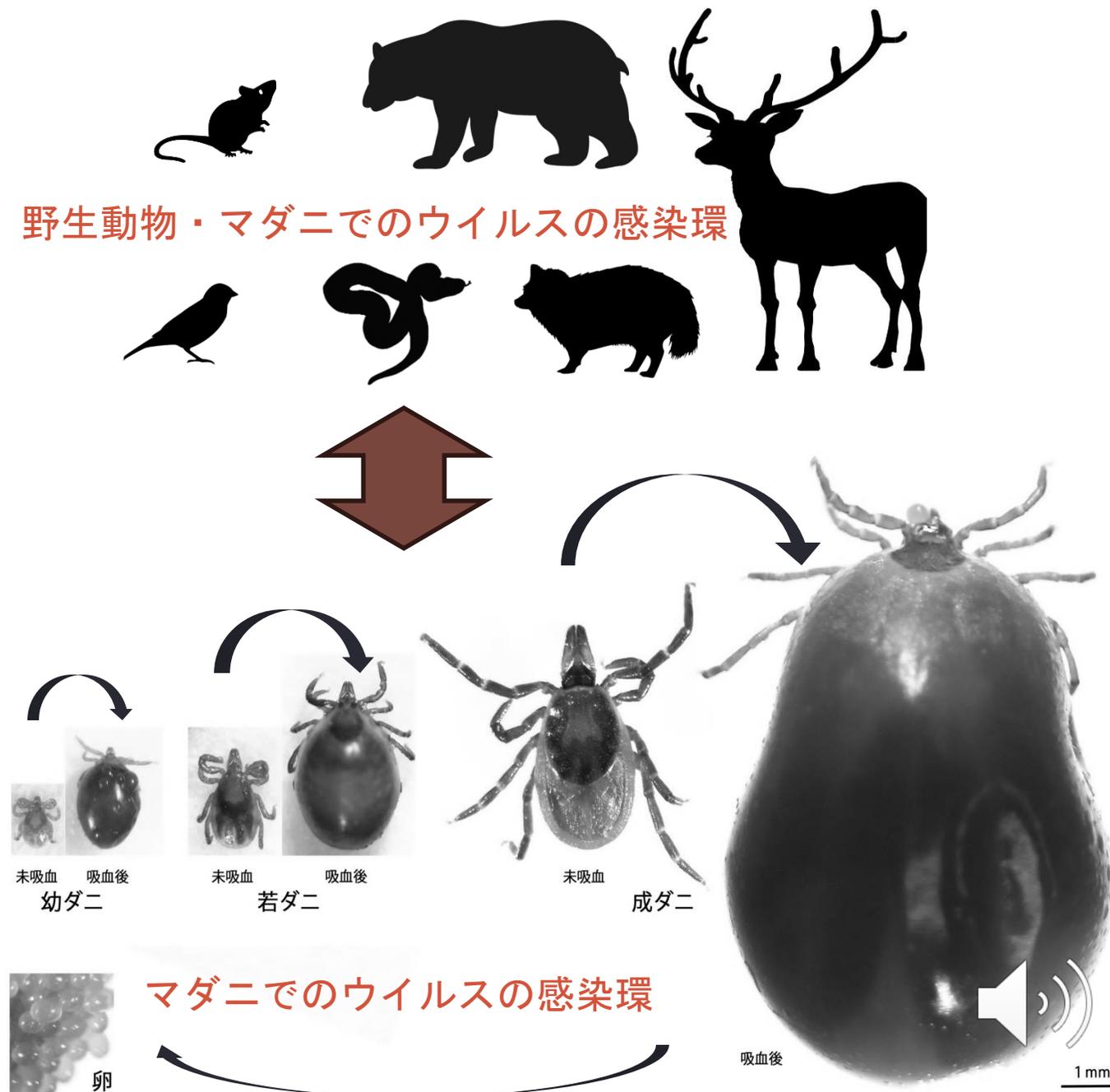
推定感染都道府県	届出数
北海道	1
茨城県	2
栃木県	1
神奈川県	1
富山県	2
石川県	2
福井県	4
山梨県	1
岐阜県	1
静岡県	29
愛知県	11
三重県	40
滋賀県	3
京都府	19
大阪府	5
兵庫県	25
奈良県	1
和歌山県	42
鳥取県	12
島根県	65
岡山県	39
広島県	92
山口県	92
徳島県	41
香川県	31
愛媛県	51
高知県	100
福岡県	38
佐賀県	28
長崎県	99
熊本県	55
大分県	69
宮崎県	121
鹿児島県	90
沖縄県	2
不明	27



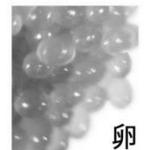
ペット・マダニでのウイルスの感染環



野生動物・マダニでのウイルスの感染環



マダニでのウイルスの感染環



1 mm



# 猫における症状

表. SFTS発症ネコに認められた臨床症状

	平均値(範囲)	異常の割合(%)
元気・食欲消失	—	100
発熱(39°C以上)	—	78.1
黄疸	—	94.9
嘔吐	—	61.0
下痢	—	6.8
死亡数	—	60.2
白血球数減少( $10^3/\mu\text{L}$ )	3.5 (0.058–17.1)	81.0
血小板数減少( $10^3/\mu\text{L}$ )	47.9 (0–422)	97.5
AST/GOT上昇(U/L)	240.0 (37–1000<)	90.6
CK/CPK上昇(U/L)	2009.7 (82–23755)	100
T-Bil上昇(mg/dL)	4.3 (0.2–12.6)	95.3

# 猫はSFTSV高感受性



Natural severe fever with thrombocytopenia syndrome virus infection in domestic cats in Japan

Aya Matsuu<sup>a,\*</sup>, Yasuyuki Momoi<sup>b</sup>, Akihiro Nishiguchi<sup>c</sup>, Keita Noguchi<sup>d</sup>, Mihoko Yabuki<sup>a</sup>, Emu Hamakubo<sup>a</sup>, Maho Take<sup>a</sup>, Ken Maeda<sup>a</sup>

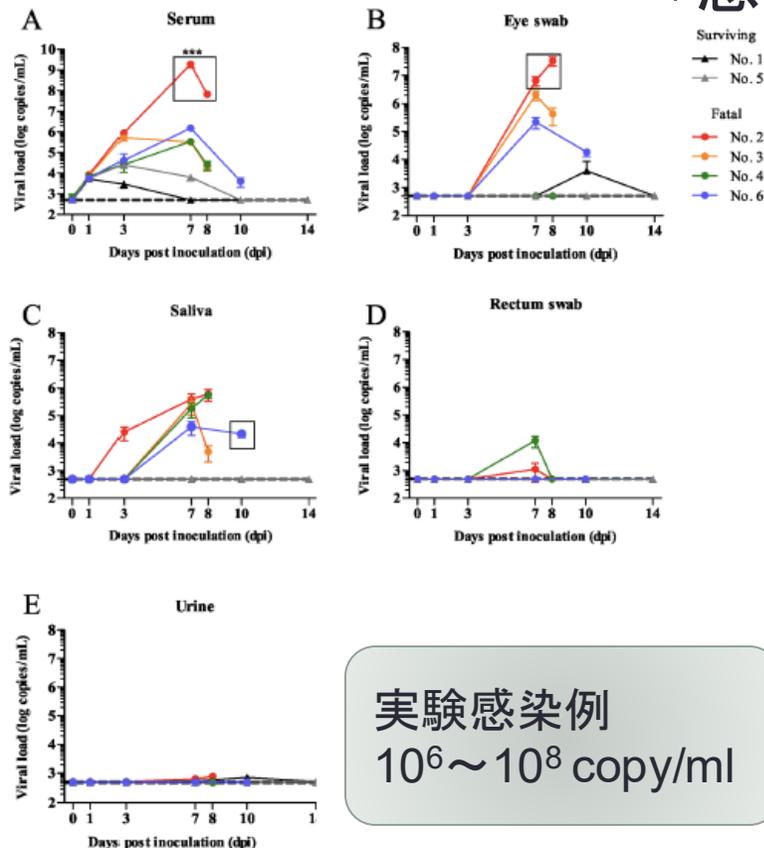
<sup>a</sup> Transboundary Animal Disease Research Center, Joint Faculty of Veterinary Medicine, Kagoshima University, 1-21-24 Korimoto, Kagoshima 890-0065, Japan  
<sup>b</sup> Laboratory of Veterinary Diagnostic Imaging, Joint Faculty of Veterinary Medicine, Kagoshima University, 1-21-24 Korimoto, Kagoshima 890-0065, Japan  
<sup>c</sup> VETS CLINICAL LABO, 17-20 Eboshi-cho, Saitama city, Osaka 564-0053, Japan  
<sup>d</sup> Laboratory of Veterinary Microbiology, Joint Faculty of Veterinary Medicine, Yamaguchi University, 1677-1 Yoshida, Yamaguchi, 753-8511, Japan

Severe Fever with Thrombocytopenia Syndrome Phlebovirus causes lethal viral hemorrhagic fever in cats

目やに、唾液中にも大量のウイルスが排泄されている  
→感染源

自然感染例(中央値)  
生存個体:  $10^4$  copy/ml  
死亡個体:  $10^6$  copy/ml

Eun-sil Park<sup>1</sup>, Masayuki Shimojima<sup>2</sup>, Noriyo Nagata<sup>3</sup>, Yasushi Ami<sup>4</sup>, Tomoki Yoshikawa<sup>5</sup>, Naoko Iwata-Yoshikawa<sup>3</sup>, Shuetsu Fukushi<sup>2</sup>, Shumpei Watanabe<sup>2</sup>, Takeshi Kurosu<sup>2</sup>, Michiyo Kataoka<sup>1</sup>, Akiko Okutani<sup>2</sup>, Masanobu Kimura<sup>2</sup>, Koichi Imaoka<sup>2</sup>, Kenichi Hanaki<sup>1</sup>, Tadaki Suzuki<sup>2</sup>, Hideki Hasegawa<sup>3</sup>, Masayuki Saijo<sup>2</sup>, Ken Maeda<sup>2</sup> & Shigeru Morikawa<sup>1</sup>



実験感染例  
 $10^6 \sim 10^8$  copy/ml

Table 3  
Laboratory findings of SFTSV infected cats at first visit, grouped according to outcome.

Contents	Unit	Reference	Total (n = 24)			Survival (n = 9)			Fatal (n = 15)			P value
			n	median	range	n	median	range	n	median	range	
Body temperature	°C	38.0–39.2	22	39.9	37.1–40.7	8	39.3	37.1–40.7	14	39.9	37.2–40.3	0.392
RBC	$\times 10^4/\mu\text{l}$	500–1000	21	781	577–1,096	9	806	627–1,046	12	754	577–1,096	0.508
WBC	$/\mu\text{l}$	5,500–19,500	24	2,830	1,000–17,300	9	3,600	1,120–17,300	15	2,260	1,000–5,800	0.152
Platelet	$\times 10^3/\mu\text{l}$	30–80	24	16	0–158	9	10.4	0–26	15	25	0.3–158	0.053
T-bil	mg/dl	0.15–0.5	19	2.9	0.1–9.0	7	2	0.1–7.1	12	3.5	1.1–9.0	0.205
ALT	IU/L	6–83	23	65	21–803	9	73	32–308	14	60.5	21–803	0.571
AST	IU/L	26–43	12	57	18–440	5	58	18–282	7	56	37–440	0.876
ALP	IU/L	25–93	7	76	15–154	3	76	32–152	4	92.5	15–154	1.000
CPK <sup>*</sup>	IU/L	7.2–28.2	10	245	61–2,000	3	121	61–163	7	274	221–2,000	0.017
BUN	mg/dl	20–30	6	17.5	12–22.9	2	22.5	22–22.9	4	14.7	12–17.8	0.133
SAA <sup>†</sup>	$\mu\text{g/ml}$	< 10	19	113.4	33.9–150	7	113.4	33.9–150	12	114	79.1–150	0.725
SFTSV copy number	/ml	–	24	$1.4\text{E} + 06$	$0\text{--}5.8\text{E} + 08$	9	$2.6\text{E} + 04$	$0\text{--}1.7\text{E} + 08$	15	$3.0\text{E} + 06$	$7.9\text{E} + 04\text{--}5.8\text{E} + 08$	0.027
IgG	OD	–	24	0.08	0.00–1.78	9	0.28	0.05–1.78	15	0.05	0.00–0.18	0.004
IgM	OD	–	24	0.32	0.00–2.02	9	0.61	0.03–2.02	15	0.2	0.00–1.35	0.136

\* the maxim concentration of CPK was 2,000IU/L.

† the maxim concentration of SAA was 150  $\mu\text{g/dl}$ .

ネコは感受性が高く、死亡例では高いウイルス量を示す

Figure 6. SFTSV viral RNA copies. The number of viral RNA copies in serum, saliva, eye swab, rectal swab and urine samples was measured by qPCR. SFTSV was isolated from samples with high viral load (rectangles) \*\*\*P < 0.0001.



## Experimental infection of dogs with severe fever with thrombocytopenia syndrome virus: Pathogenicity and potential for intraspecies transmission

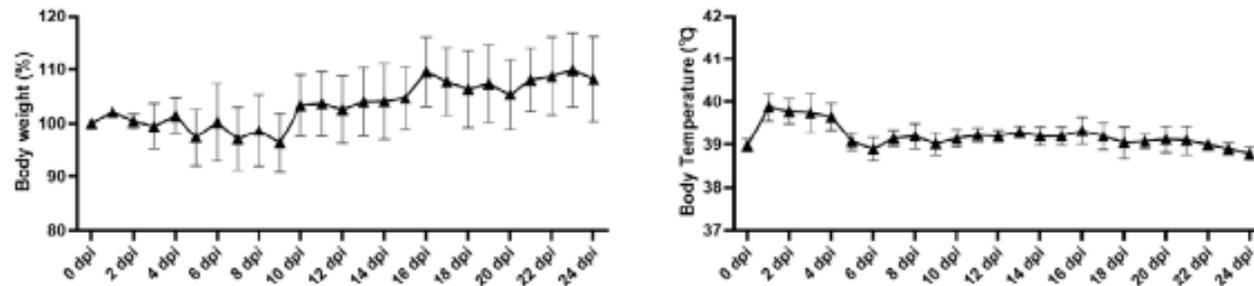
Seok-Chan Park<sup>1</sup> | Jun Young Park<sup>2</sup> | Jin Young Choi<sup>1</sup> | Byungkwan Oh<sup>1</sup> |  
 Myeon-Sik Yang<sup>1</sup> | Sook-Young Lee<sup>1</sup> | Jong-Won Kim<sup>1</sup> | Seong Kug Eo<sup>1</sup> |  
 Joon-Seok Chae<sup>3</sup> | Chae Woong Lim<sup>1</sup> | Jae-Ku Oem<sup>1</sup> | Dong-Seob Tark<sup>2</sup> |  
 Bumseok Kim<sup>1</sup> 

### Experiment 1 : SFTSV infection to Immunocompetent dogs

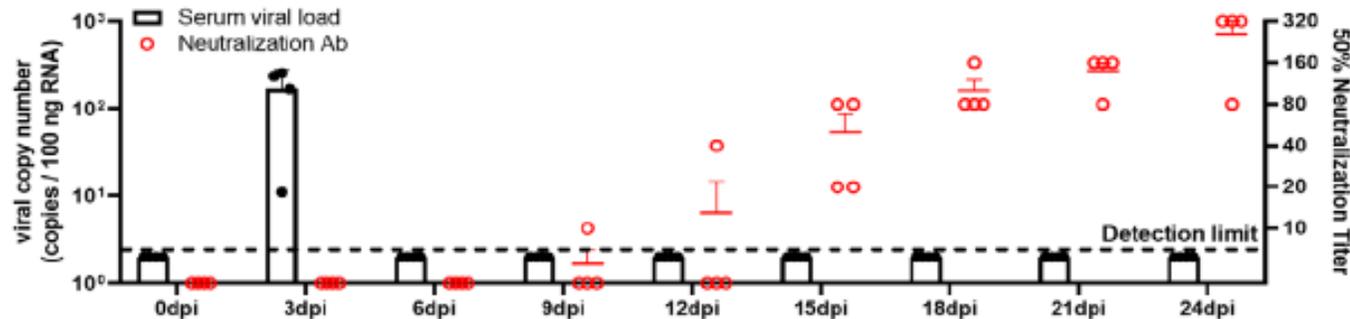


0	1	2	3		21	22	23	24	Day
									Body Weight & temperature (every day)
									Swab (every 2 days)
									Blood collection (every 3 days)
									Necropsy (24 dpi)

**b**



**c**



- イヌではネコと比較してウイルス量が低い傾向
- イヌ一ヒト感染疑い例も報告あり



Article

## Lethal Disease in Dogs Naturally Infected with Severe Fever with Thrombocytopenia Syndrome Virus

Keita Ishijima <sup>1</sup>, Kango Tatemoto <sup>1</sup>, Eunsil Park <sup>1</sup>, Masanobu Kimura <sup>1</sup>, Osamu Fujita <sup>1</sup>, Masakatsu Taira <sup>1</sup>, Yudai Kuroda <sup>1</sup>, Milagros Virhuez Mendoza <sup>1</sup>, Yusuke Inoue <sup>1,2</sup>, Michiko Harada <sup>1,2</sup>, Aya Matsuu <sup>1</sup>, Hiroshi Shimoda <sup>2</sup>, Ryusei Kuwata <sup>3</sup>, Shigeru Morikawa <sup>3</sup> and Ken Maeda <sup>1,2,\*</sup>

# 発症犬

- 主要症状
  - 食欲不振
  - 発熱
  - 白血球減少
  - 血小板減少
- 全頭外での活動有
- 7例中3例が死亡
- 死亡した犬は発症から5日以内に死亡

Table 1. Information on the dogs with SFTS ( $n = 7$ ).

Characteristics	Number (%)
<b>Sex</b>	
Uncastrated male	3 (43%)
Castrated male	1 (14%)
Spayed female	3 (43%)
<b>Age</b>	
3–5 years old	5 (71%)
>10 years old	2 (29%)
<b>Breed</b>	
Mongrel	4 (57%)
Poodle (Toy)	1 (14%)
Welsh Corgi	1 (14%)
No record	1 (14%)
<b>Environment</b>	
Indoor and outdoor	3 (43%)
Mainly outdoor	4 (57%)
<b>Tick medication</b>	
Within 1 month before onset	2 (29%)
No medication	2 (29%)
No record	3 (43%)



# 飼い犬における抗体調査

- 発症犬では感染初期にIgMが検出される事が多い
- IgGのみ陽性の犬も散見されることから、犬では不顕性感染も多いと推定される
- 猫でIgG陽性は非常にまれであり、感染したら発症すると考えられる

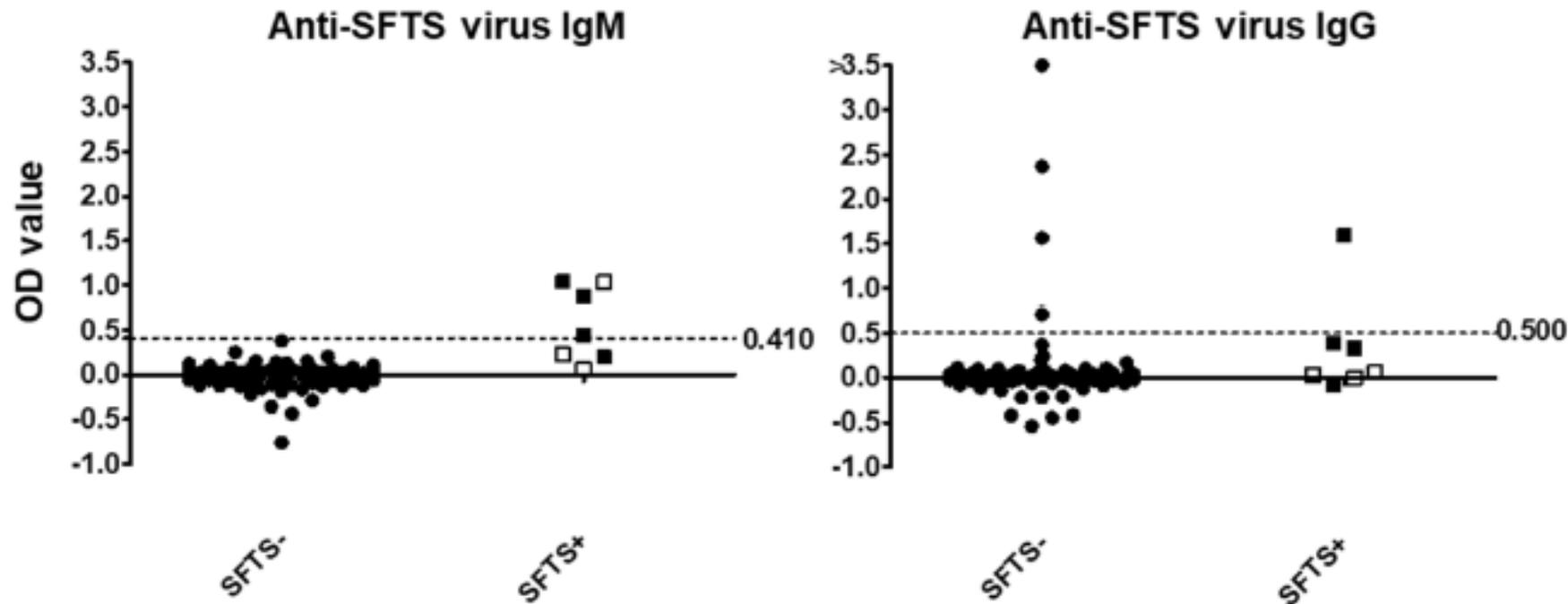


Figure 1. Detection of anti-SFTSV antibodies in dog sera. OD values of the ELISA are plotted. Broken



# 獣医療関係者はリスクが高い

表3. 動物の診療やケア等でSFTSに感染したと推定される獣医療従事者症例  
(n=12\*, 2025年10月31日現在)

発病年	性別	年代（診断時）	感染地域 （推定または確定）
2018	女	40代	九州地方
	女	20代	九州地方
	男	20代	中国地方
2019	女	50代	九州地方
2020	男	30代	中国地方
2021	男	60代	中国地方
	男	60代	中部地方
	男	60代	四国地方
2022	女	50代	九州地方
	男	60代	中国地方
2023	女	30代	中国地方
2025	男 <sup>†</sup>	70代	中部地方

\*届出開始日（2013年3月4日）以前に発病した症例を除く

<sup>†</sup>死亡例





ELSEVIER

Contents lists available at ScienceDirect

Journal of Infection and Chemotherapy

journal homepage: [www.elsevier.com/locate/jic](http://www.elsevier.com/locate/jic)



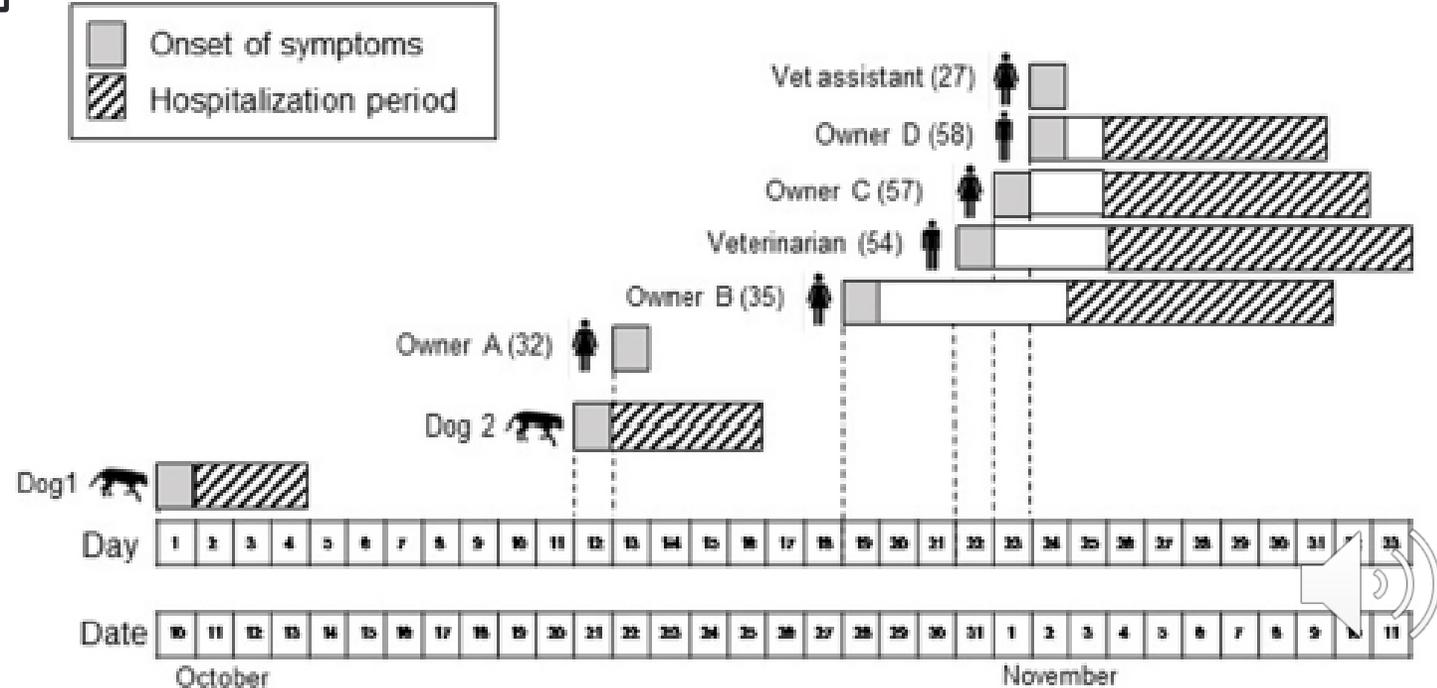
Original Article

Retrospective study on the possibility of an SFTS outbreak associated with undiagnosed febrile illness in veterinary professionals and a family with sick dogs in 2003

Yumi Kirino <sup>a,1,2</sup>, Atsushi Yamanaka <sup>b,1</sup>, Keita Ishijima <sup>c</sup>, Kango Tatemoto <sup>c</sup>, Ken Maeda <sup>c</sup>, Tamaki Okabayashi <sup>a,\*</sup>

# 宮崎

- 2003年に発生
- 遡及調査で判明
- 初発は飼い犬
- その後、飼い主、入院先の獣医師が感染した事例
- 年齢が高いほど症状が重い傾向



# 高知

- 2021年
- 67歳男性
- 発症の6日前にSFTS陽性猫を治療した獣医師
- グローブとマスクを着用していたが、フェイスシールドは着用していなかった
- SFTS陽性猫から分離されたウイルスと、獣医師から分離されたウイルスは遺伝子が完全一致

## SFTSを疑う基準（症状）

発熱、元気・食欲低下、  
黄疸、マダニ寄生

Case Report

### Suspected Transmission of Severe Fever with Thrombocytopenia Syndrome Virus from a Cat to a Veterinarian by a Single Contact: A Case Report

Atsushi Miyauchi <sup>1</sup>, Ken-Ei Sada <sup>1,2,\*</sup>, Hirotaka Yamamoto <sup>1</sup>, Hiroki Iriyoshi <sup>1</sup>, Yuji Touyama <sup>1</sup>, Daisuke Hashimoto <sup>1</sup>, Shigeru Nojima <sup>1</sup>, Shingo Yamanaka <sup>1</sup>, Keita Ishijima <sup>3</sup>, Ken Maeda <sup>3</sup> and Masafumi Kawamura <sup>1</sup>

Table 1. The patient's laboratory test results on admission.

Parameter	Value	Reference Range
WBC (cells/L)	1430	4100–9300
RBC (×10 <sup>4</sup> cells/L)	423	430–570
Hb (g/dL)	13.6	13.7–17.5
PLT (×10 <sup>4</sup> /L)	6.4	13–35
AST (IU/L)	35	12–33
ALT (IU/L)	24	5–35
ALP (IU/L)	67	38–113
LDH (IU/L)	233	124–222
CK (U/L)	250	56–244
TP (g/dL)	6.8	6.7–8.3
Alb (g/dL)	4.2	3.9–4.9
BUN (mg/dL)	15.5	8–20
Cr (mg/dL)	0.80	0.61–1.04
Na (mmol/L)	129	135–147
K (mmol/L)	3.4	3.3–4.8
Ca (mg/dL)	8.1	8.8–10
Ferritin (ng/mL)	565	30–310
CRP (mg/dL)	0.34	0–0.3



# 感染が疑われる動物がいたら～感染対策～

- 標準予防策+接触予防策の遵守
  - 血液、体液(涙や唾液)、排泄物(尿や便)への直接接触予防(手袋)
  - 湿生生体物質の飛散が予想される時は、マスク、**ゴーグル**、ガウン等
- 仮にSFTS陽性の動物がいた場合、その動物を吸血していたマダニはウイルス量が多い可能性が高い
  - **マダニは絶対に素手でつぶさないこと!**
- エタノール等の一般的な消毒剤等で失活する
  - エンベロープ(+)ウイルスには効果有り
  - ただし、マダニ体内や血液中にある場合、この限りではない



適切な吐瀉物・血液・体液処理の方法



①オムツなどで覆い0.5%  
次亜鉛素酸を上からかける

②直接オムツなどに触れない  
ように廃棄する



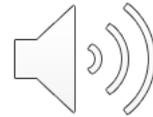
## 動物にマダニ寄生が見られる場合

- 施術者の暴露対策を施した後、マダニの除去を行う  
(物理的あるいは駆除薬等)
- 体表を歩いている吸血前のマダニはピンセットあるいはテープなどで除去し、テープ等で挟むか密閉できる容器に入れて廃棄
- 吸着しているマダニでも一部はピンセット等で除去が可能
- 除去したマダニは素手で絶対に潰さないこと
- 多数のマダニ寄生が見られる個体の場合は、マダニ駆除を行ってから入室させるなど、施設内での二次感染に注意する(ディスプレイザブルのペットシートなどを利用)



# よく聞かれる質問

- 動物に寄生していたマダニがヒトにも寄生するの？
  - A. 完全にお腹いっぱいになっていた場合は、すぐには吸血はしません。環境中で脱皮あるいは産卵後、次の世代が吸血します。ただし、不完全吸血だった場合はすぐに吸血する可能性があります



- 家の中で増えるの？
  - A. 乾燥に弱いため、室内では増えない可能性が高いです。ただし、庭等で増える事があります(実例有り)

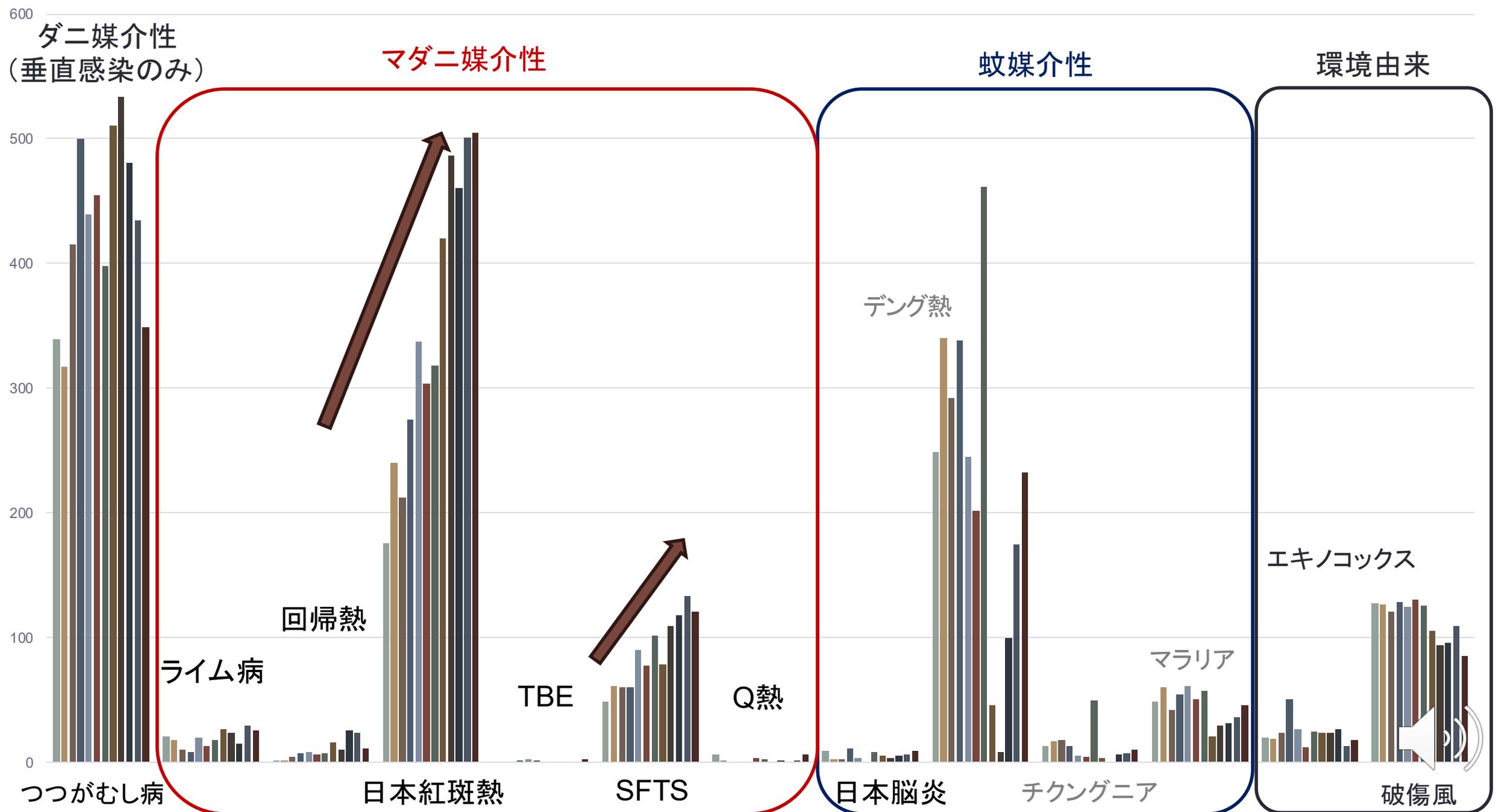
- マダニを自分で取るのと、医療機関とどっちが良いの？
  - A. 皮膚にマダニの口の部分が残ってしまう可能性がありますので、医療機関に行く事が推奨されます。



# 近年の状況



# 2013年～2024年の患者報告数の比較



# 地域で患者報告数が増えている理由

## ニホンジカ分布域(メッシュ数)

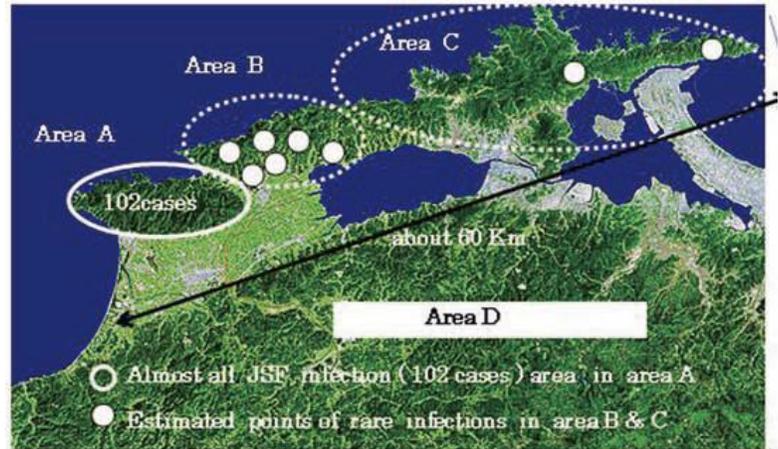
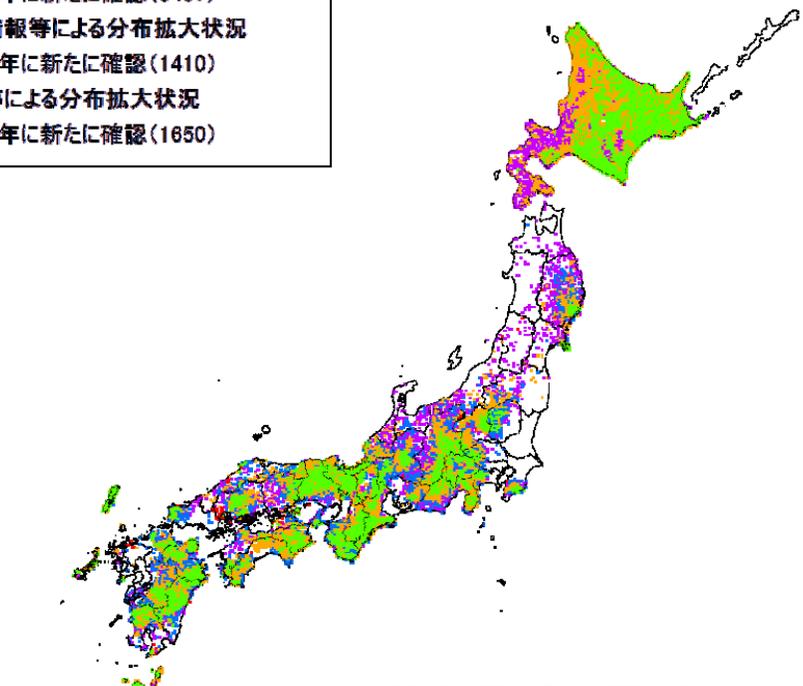
### 自然環境保全基礎調査

- 1978年のみ確認(70)
- 1978年と2003年の両方で確認(3926)
- 2003年に新たに確認(3407)

### 捕獲位置情報等による分布拡大状況

- 2011年に新たに確認(1410)
- 目撃情報等による分布拡大状況
- 2014年に新たに確認(1650)

平成27年4月環境省  
報道発表資料より



多数のマダニ寄生を受けたニホンジカ (左) クマ (右)



ペットに対する寄生も増える



シカが新たに侵入した地域における植生マダニ数の増加

シカの生息密度が高い地域では日本紅斑熱患者が有意に多い Tabara et al., 2011

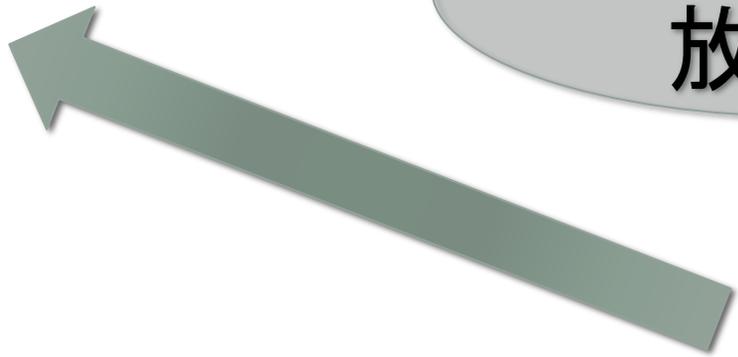
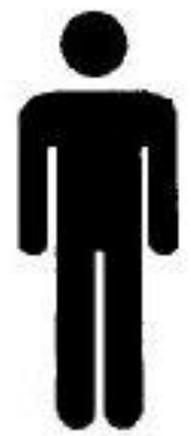
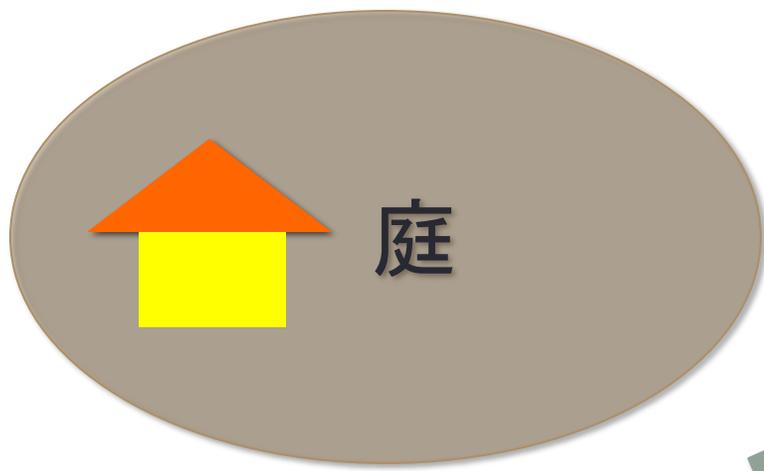
野生動物の数が増える

マダニの数が増える

マダニへの暴露機会が増加

患者が増える

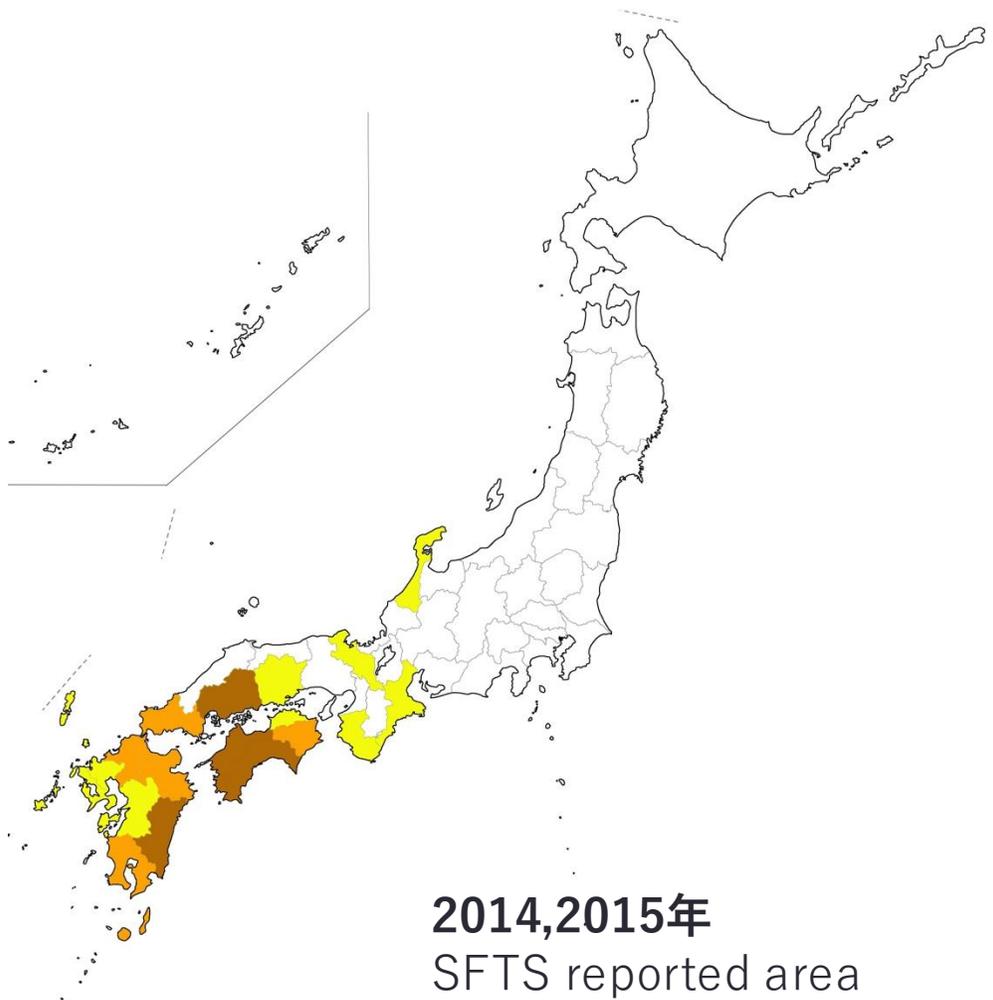




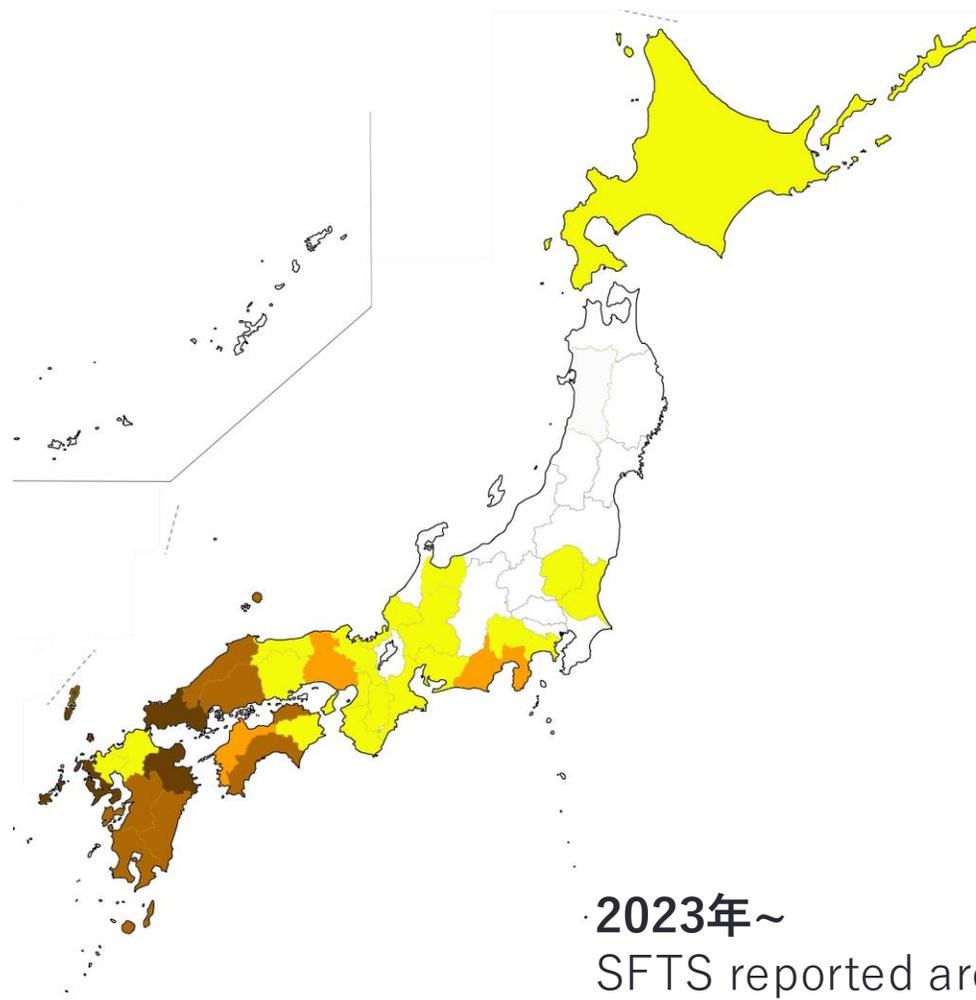
野生動物の数、距離が近いことは  
マダニ媒介性疾患のリスクが上がる



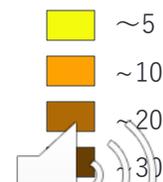
# 感染地域の拡大



2014,2015年  
SFTS reported area



2023年~  
SFTS reported area



## まとめ

- マダニ媒介性感染症の患者報告数は増えている
- 患者増加の原因は地域により異なる
  - 野生動物の数の増加
  - 野生動物の分布の変化、土地利用の変化
  - 冬場の気温上昇によりマダニの生存率が上昇
- 要因は複雑

環境中のウイルス保有動物・マダニが増えることで、より感染が身近になる可能性

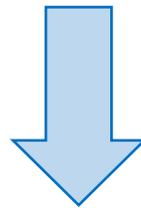


# 人と動物の共通感染症について

令和7年度福岡県動物取扱責任者研修会



# 人獣共通感染症（Zoonosis）とは



自然に移行



- ①人と動物両方に症状を示すもの
- ②動物は無症状だが人で症状を示すもの



# なぜ人獣共通感染症の講習を受ける必要があるの？

**重要!**



# 主な人獣共通感染症と伝播方法

伝播方法	例	人獣共通感染症の例
直接伝播 ・引っかけられる ・咬まれる ・触れる（糞便、飛沫等）	動物（犬や猫、鳥類、げっ歯類など）との接触	狂犬病、猫ひっかき病、オウム病、サルモネラ症、レプトスピラ症、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、カプノサイトファーガ感染症、コリネバクテリウム・ウルセランス感染症 など
間接伝播	節足動物（ダニ、蚊など）が媒介	日本紅斑熱、つつが虫病、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、日本脳炎、デング熱、ジカウイルス感染症 など
	環境（水、土など）を介して	レプトスピラ症、炭疽、破傷風 など
	食品を介して	腸管出血性大腸菌感染症、E型肝炎、カンピロバクター症、サルモネラ症、アニサキス症、ノロウイルス感染症 など



# 今回お話しする人獣共通感染症

主な動物種	感染症
犬、アライグマ、 コウモリ、キツネ	狂犬病
猫	猫ひっかき病
小鳥・ハト	オウム病
ねずみ・うさぎ	レプトスピラ症
爬虫類 (カメなど)	サルモネラ症
鳥 (飼養鳥、家きん、野鳥など)	鳥インフルエンザ
その他 (ダニ媒介)	SFTS、日本紅斑熱、つつが虫病



# 狂犬病



## ●感染源

犬、ネコ、コウモリなど → **すべての哺乳類に感染**

## ●病原体

狂犬病ウイルス

## ●感染経路

唾液との接触（**咬まれる、引っかかる、傷口を舐められる**）

## ●動物の症状

狂騒型：攻撃的になる

麻痺型：麻痺により食物や水が飲み込めなくなる

## ●人の症状

・不安感、錯乱、恐水症、恐風症、高熱、麻痺、運動失調、全身けいれん  
⇒呼吸障害、死亡

**動物も人も発症すると100%死亡**

（**⚠ 発症後の治療薬はない ⚠**）



# 狂犬病発生状況

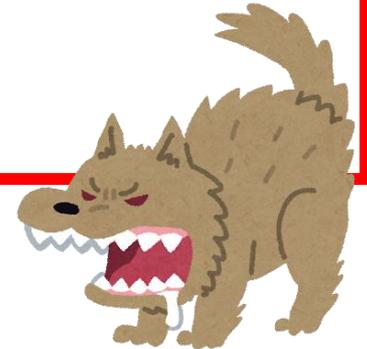


## ●人の狂犬病

- ・国内での発生事例
  - ・昭和31年（1956年）が最後
- ・輸入感染事例（海外で咬まれて、帰国・入国後発症）
  - ・1970年（昭和46年）→ネパールからの帰国者で1例
  - ・2006年（平成18年）→フィリピンからの帰国者で2例
  - ・2020年（令和2年）→フィリピンからの入国者で1例

## ●動物の狂犬病

- ・1957年（昭和32年）→猫での発生が最後

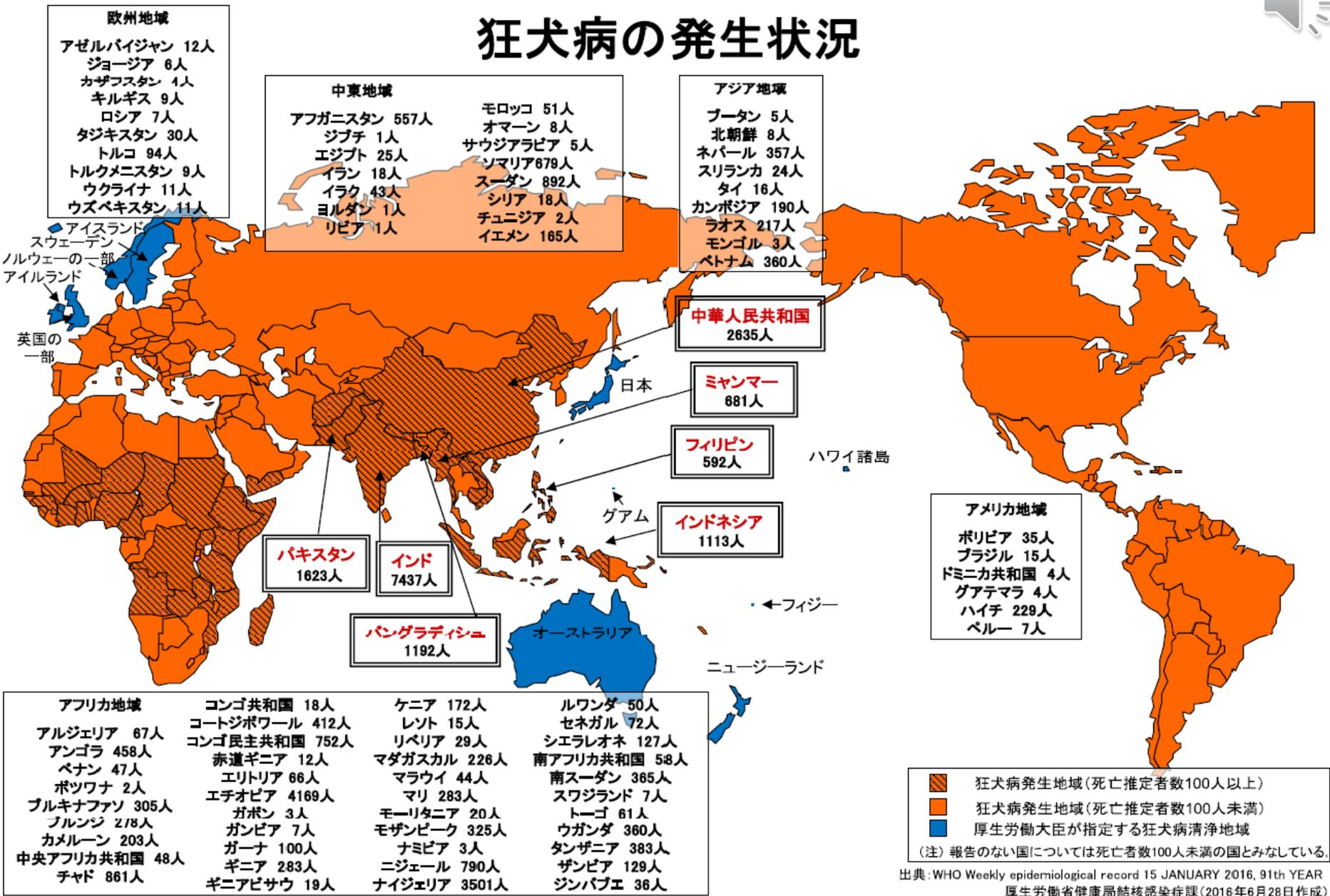


- ・世界ではまだまだ狂犬病が蔓延
- ・**予防には狂犬病ワクチンの接種が重要**





# 狂犬病の発生状況



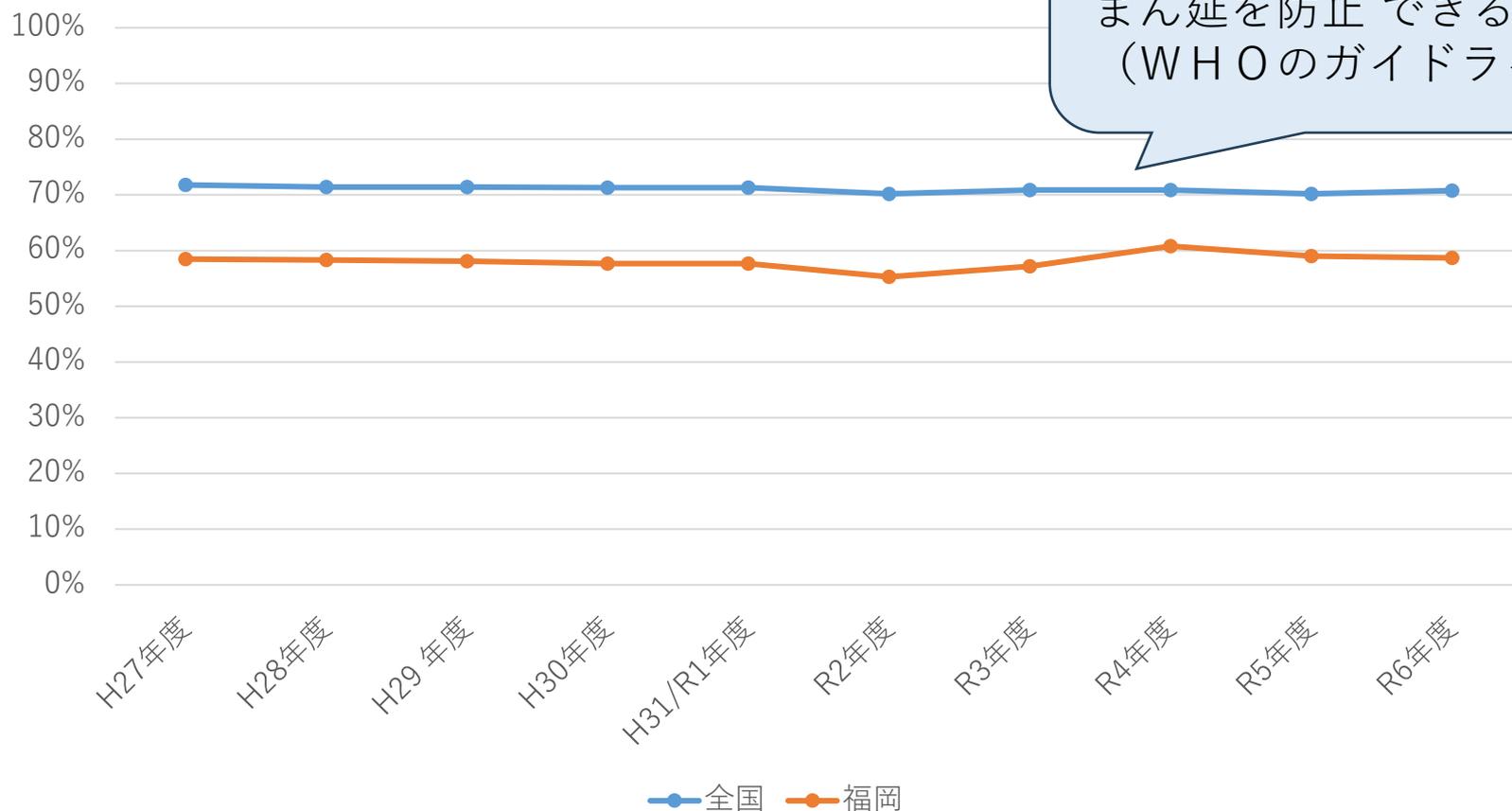
出典: WHO Weekly epidemiological record 15 JANUARY 2016, 91th YEAR  
厚生労働省健康局結核感染症課(2016年6月28日作成)

出典: 厚生労働省HP



# 狂犬病ワクチン予防接種率 (全国と福岡県の比較)

接種率70%が、  
国内侵入時のウイルスの  
まん延を防止できる目安  
(WHOのガイドライン)



$$\text{予防接種率} = (\text{犬の登録頭数}) \div (\text{予防接種頭数})$$



# 猫ひっかき病



- **感染源**  
猫

- **病原体**  
*Bartonella henselae*

- **感染経路**  
病原体を保有した猫から咬まれる・引っかかれる・  
傷口を舐められることにより皮膚から感染

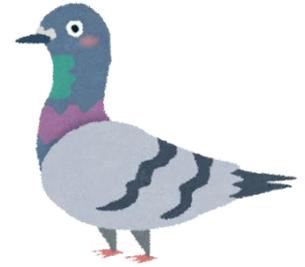
- **動物の症状**  
猫では無症状なことが多い

- **人の症状**  
創傷部の炎症、化膿、リンパ節の腫れ  
発熱、頭痛、倦怠感

- **予防**  
猫からの咬傷・搔傷を受けないよう注意する  
傷を受けた場合、石鹸と流水でよく洗う  
ノミから猫に感染するため、**ネコのノミ駆除**も重要



# オウム病



## ●感染源

鳥類（オウム、インコ類など）

## ●病原体

オウム病クラミジア *Chlamydophila (Chlamydia) psittaci*

## ●感染経路

オウム・インコ類の排泄物に含まれる菌を吸い込むことや、口移しでえさを与えたりすることで感染

## ●動物の症状

多くは無症状

## ●人の症状

1～2週間の潜伏期間の後、突然の高熱・頭痛・全身倦怠感・咳などのインフルエンザ様症状

## ●予防

- ・鳥との過度な接触を避ける
- ・ケージ内をこまめに掃除、処理の際は糞が舞わないよう気を付ける
- ・給餌器や水の容器等に触った後には手を洗う
- ・健康な鳥でも保菌している場合があり、体調を崩すと糞や唾液に菌を排出し感染源になりうる→鳥の健康管理に注意



# トピックス　－オウム病－

## 福岡県で7年ぶりの発生（2025年5月）

- ・ハトの糞をマスクなしで処理

## 長崎県で妊婦が感染し死亡した疑い（2025年公表）

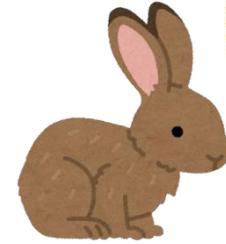
- ・妊婦は鳥を飼育していなかった。感染経路は不明
- ・妊婦は重症化しやすいとの報告がある

## 滋賀県で集団感染疑い（2021年）

- ・職場で集団感染が起きた疑い
- ・職場事務所の入り口がハトの糞で汚れており、菌を吸い込んだ可能性



# レプトスピラ症



## ●感染源

ネズミ等のげっ歯類、犬、牛、馬、豚などの身近な動物

## ●病原体

病原性レプトスピラ

## ●感染経路

- ・ 保菌動物の尿で**汚染された水や土壌**から
- ・ 尿との直接接触（**傷を介して**など）
- ・ 汚染された食物を介して

## ●動物の症状

犬では発熱、食欲不振、嘔吐、下痢などの風邪様症状、黄疸、肝障害、腎障害

## ●人の症状

軽症では風邪のような症状、重症では、黄疸、出血、腎障害

## ●予防

- ・ 傷があるときは動物のお世話（排泄物の処理等）の際に気を付ける



# リーフレットを作成し注意喚起を行っています

## 予防方法①

皮膚に傷があるときは川に入らない

## 予防方法②

川や土壌に入るときは皮膚を露出しない

## レプトスピラ症に注意しましょう

レプトスピラ症は、病原性レプトスピラという細菌によって引き起こされる感染症です。河川での遊泳やレジャーの際に感染することが多く、福岡県内でも川で泳いだ後にレプトスピラ症を発症した事例が見つかっています。



### 症状

感染してから5～15日後に、発熱、頭痛、筋肉痛、目の充血などの症状が現れます。重症化すると黄疸や腎不全などの症状が出ることもあります。

### 感染経路

病原性レプトスピラに汚染された水や土壌と接触したり、汚染された水を飲んだりして感染します。河川での遊泳やレジャー以外にも、農作業や洪水後の作業の際に感染することがあります。

## 予防方法



皮膚に傷がある時は川に入らない



川や土壌に入るときは皮膚を露出しない



川の水を飲まない



雨などで増水しているときは川に入らない

河川での遊水・レジャーの後、2週間以内に上記のような症状が現れた場合は、**医療機関を受診・相談**してください。

詳細な情報は県ホームページをご覧ください。

 **福岡県**

福岡県 レプトスピラ症

検索

## 予防方法③

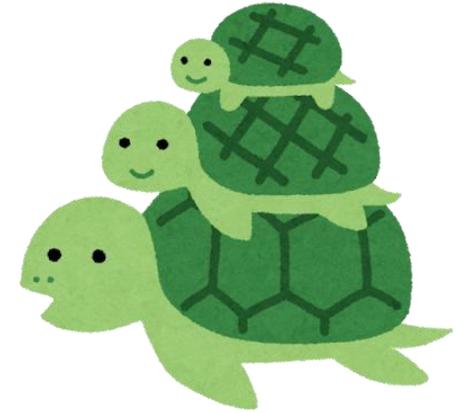
川の水を飲まない

## 予防方法④

雨などで増水しているときは川に入らない



# サルモネラ症



## ●感染源

爬虫類（ミドリガメなど）

カメ等の爬虫類の**50～90%**がサルモネラ菌を保有

## ●病原体

サルモネラ属菌（*Salmonella spp.*）

## ●感染経路

保菌している動物に汚染された食品からの経口感染

## ●動物の症状

無症状

## ●人の症状

胃腸炎症状（腹痛、嘔吐、水様下痢）

免疫機能の低い人（子どもや高齢者）は重症化しやすい

## ●予防

- ・ 爬虫類やケージ等にふれた後は石けんと流水で**手を洗う**
- ・ 水槽等の水替え、洗浄は台所でやらない



# 鳥インフルエンザ



## ●感染源

鳥類（水禽類など）

## ●病原体

A型インフルエンザウイルス

※人では、**H5N1及びH7N9**によるものを**2類感染症**に、**それ以外**によるものを**4類感染症**としている。

## ●感染経路

感染した鳥やその排泄物、死体、臓器などとの**濃厚接触**

## ●人の症状

発熱・呼吸器症状など、インフルエンザ様症状

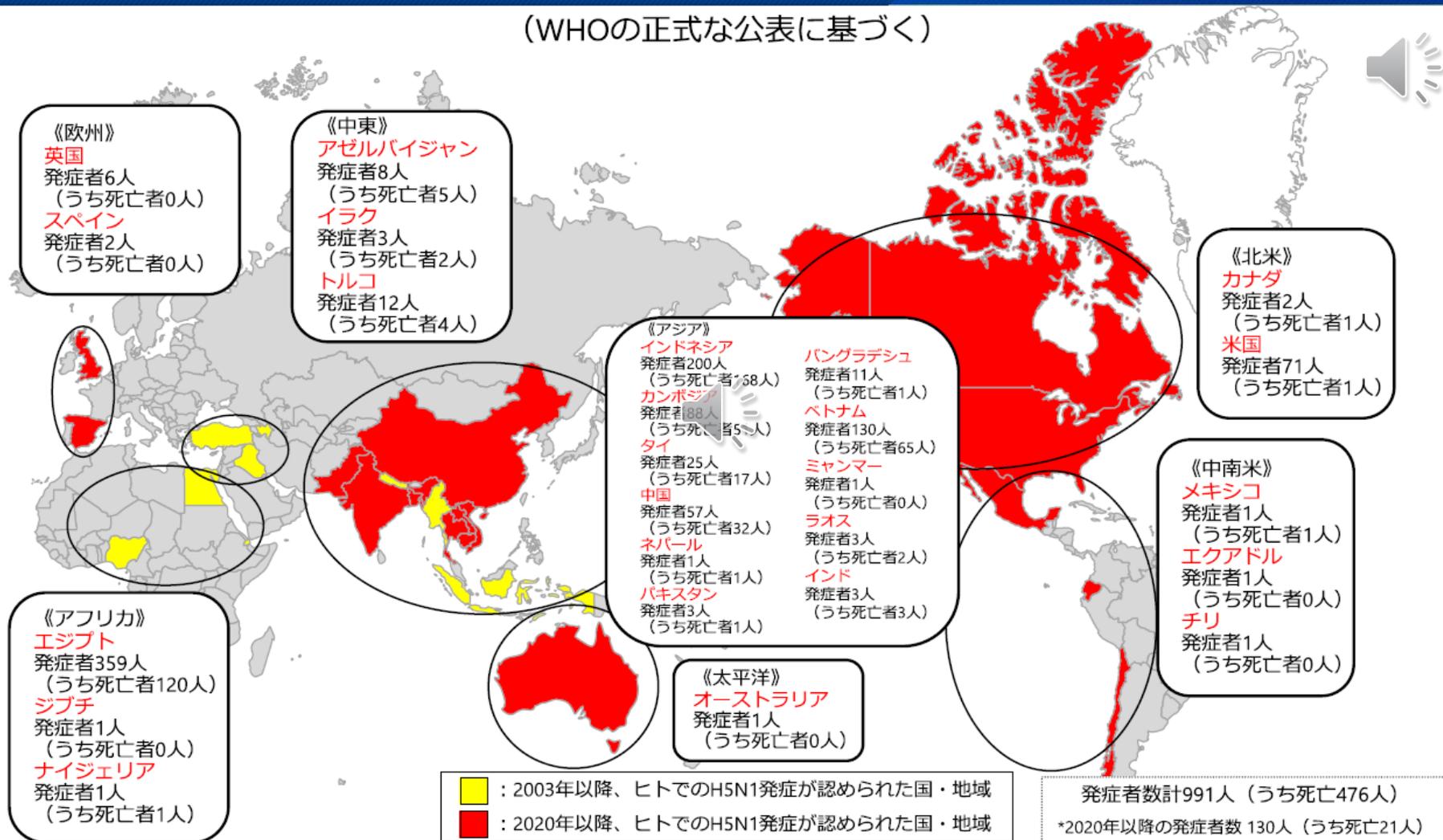
## ●予防

- ・鳥との**過度な接触を避ける**
- ・衰弱又は死亡した野生の鳥獣には不用意に触らない
- ・接触後は、石けんと流水で**手を洗う**



# 鳥インフルエンザA (H5N1) 発生国・地域及びヒトでの確定症例 (2003年11月以降)

(WHOの正式な公表に基づく)



# ダニ媒介感染症

## SFTS（重症熱性血小板減少症候群）、日本紅斑熱、つつが虫病

	SFTS	日本紅斑熱	つつが虫病
感染経路	マダニに刺されて感染 <b>犬猫の唾液や血液から人に感染する可能性も</b>	マダニに刺されて感染	つつが虫に刺されて感染
病原体	SFTSウイルス	日本紅斑熱リケッチア	つつが虫病リケッチア
症状	発熱、消化器症状、頭痛、筋肉痛、神経症状、リンパ節腫脹、出血症状	発熱、頭痛、倦怠感、発疹	全身倦怠感、食欲不振、頭痛、悪寒、発熱、リンパ節の腫れ、発疹
治療	抗ウイルス薬	抗菌薬	抗菌薬
予防	<b>感染源となるダニに刺されないよう注意する 動物がダニに刺されないよう駆除する</b>		



吸血前と吸血後のマダニの大きさ比較



出典 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000169522.html>



# トピックス – 重症熱性血小板減少症候群 –

## SFTSの発生が、今年だけで全国184件 (2025年11月9日時点 速報値)

- ・福岡県では今年5件発生
- ・マダニの活動が活発になる春～秋にかけて発生が多い。(概ね5月～10月)
- ・これまで西日本中心の発生だったが、2025年は、これまで届け出のなかった北海道、秋田県、茨城県、神奈川県、岐阜県でも発生 →発生地域が拡大

## 三重県で獣医師がSFTSにより死亡 (ネコからの感染が疑われる事例) (2025年7月)

- ・発症前にネコを診療、後に当該ネコがSFTSと診断された
- ・ネコは放し飼い
- ・診療の際はネコがSFTSであることを想定した防護具の着用はしていなかった

## SFTSのヒトーヒト感染症例 (2023年3月)

- ・患者を診察した医師がSFTS発症、患者はSFTSと診断された(患者は死亡)
- ・医師は、患者の死後、サージカルマスク、ガウン、一重手袋を着用し処置。針刺し事故は発生していないが、ゴーグルは着用していなかった



# ダニ対策をしましょう



## ●ペットのダニ対策

- ・ダニ駆除剤の使用等について獣医師に相談
- ・ペットから外から帰宅したら、ダニがついていないか確認
- ・ダニが皮膚に食い込んでいる場合は動物病院へ

## ●ダニに刺されないポイント（人）

- ・肌の露出を少なくする（長袖、長ズボン）
- ・虫よけ剤の使用（ディート、イカリジン）
- ・明るい色の服を着る

## ●ダニに刺されたときの対処法

- ・ダニは無理に引き抜かず、医療機関で処置
- ・ダニに刺された後の体調変化に注意

⇒必要に応じて医療機関を受診



# まとめ

過剰なふれあいは  
控えましょう

動物に触ったら必ず手洗  
いをしましょう

動物の身の回りは  
清潔にしましょう



出典:厚生労働省動物由来感染症ハンドブック2021

## 人獣共通感染症を防ぎましょう

